

【資料】 タイ少年家庭裁判所法

平 井 佐和子

【解題】

タイの少年司法手続が成人の刑事手続から分離されたのは、「1951年少年裁判所設置及び少年事件手続法」の制定によってである。このとき、少年裁判所（又は地方裁判所内の少年事件部）及び観護センターが設置された。その後、少年司法手続の改善及び家庭の問題に起因する子どもの問題を解決するため、「1991年少年家庭裁判所設置及び少年家庭事件手続法」へと改正され、少年事件及び家事事件を扱う少年家庭裁判所へと再編された。

現行の少年家庭裁判所法は2010年11月16日に公布されたものである。以下は、その「2010年少年家庭裁判所及び少年家庭事件手続法」の翻訳である（最終改正2022年）。2010年法の立法の背景には、1997年憲法のもとで裁判所制度が改編されたことと合わせ¹、子どもの権利条約への加入（1992年3月27日）により、特に条約第40条（子どもに関する司法）を少年司法手続に内実化することが求められたことが大きい。また、子ども虐待や家庭内暴力など家庭内における福祉保護事件に対して、少年家庭裁判所が管轄することも定められた。

少年家庭裁判所法には、子どもの権利条約でうたわれる「人間の尊厳」や「子どもの最善の利益」という言葉が頻出する。たとえば、「人間の尊厳」という文言は、「逮捕」（法69条）、「取調べ前の事前質問」（法70条）、「取調べ」

1 タイの司法裁判所とその制度改革の動向について、今泉慎也「タイの裁判制度改革の現状と課題」（小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』（アジア経済研究所、2002年）91-128頁参照。

(法75条)、「指導監督下の扱い」(法84条)、「更生保護計画の策定」(法87条)の5か条にみられる。「最善の利益」という文言は、「審理の間」(法31条)、「観護センター留置の間」(法41条)、「矯正センターへの送致」(法58条)、「留置命令」(法74条)、「指導監督下の扱い」(法84条)、「更生保護計画の実施」(法86条)、「家事事件の調停」(法148条)、「家事事件の調査」(法167条)の8か条にみることができる。少年に対する自由制限は原則として行なうことができず(法68条)、留置することは「最後の手段」であることが明記される(法74条)。プライバシーの保護・推知報道の禁止(法76条・130条)とともに、意見表明権(法114条)も重要な子どもの権利である。

少年家庭裁判所は、罪を犯した少年の刑事事件、家事事件、福祉保護事件等、犯罪少年の刑事事件や子どもの福祉、家庭に関わる事件全般を扱う特別専門裁判所である²。特別専門裁判所の特徴は、職業裁判官のほかに、その分野の経験・知見者を参与員(補助裁判官)(ผู้พิพากษาลงทะเบียน)として登用することである。少年家庭裁判所の参与員には女性が含まれる必要がある(法23条)。合議体において判決又は決定を下す場合、裁判長は、まず参与員の意見を尋ねなければならない(法134条)。

少年司法手続の対象となるのは、原則18歳未満の少年である。少年家庭裁判所法では、刑事責任年齢には達しているが刑罰を科することができない年齢の者を「子ども」(เด็ก)、刑罰付加年齢に達しているが子どもの権利を考慮して特別の対応をとる年齢の者を「若年者」(เยาวชน)と区分して規定する(法4条)が、本稿においては特に区別のない限り、あわせて「少年」と呼称する。1956年制定当時の刑法は刑事責任年齢を7歳、刑罰付加年齢を14歳としたが、2008年改正によりそれぞれ10歳、15歳に、さらに2022年改正により前者を12歳に引き上げた³。少年家庭裁判所法は、12歳以上15歳未満の子どもについて、逮捕の原則不可(法66条)、逮捕の際の拘束具の使用

2 特別専門裁判所には、少年家庭裁判所のほかに、労働裁判所、租税裁判所、知的財産・国際取引裁判所、破産裁判所がある。

3 タイ刑法典の翻訳について、拙稿「タイ刑法典」『西南学院大学法学論集』第54巻第3・4合併号、第55巻第1-2号。

不可（法69条）、留置期間中における拘束具の使用不可（法103条）を定める。12歳未満の触法少年は、少年家庭裁判所の管轄ではなく、福祉的対応をとらなければならない（刑法73条2項・法69/1条）。

少年事件にあたっては、調査前置主義がとられている（法70条・82条・116条）。調査は、少年を観察し保護する施設である観護センターが行ない、第3章でその権能について規定する。少年に対しては、「少年の福祉と将来のため」保護処分を科すことを原則とする（法119条）。保護処分には、①警告、②保護者誓約、③保護者引渡し（行動制限付き）、④後見委託、⑤施設送致（18歳まで）がある（刑法74・75条）。刑法は、若年者に対する換刑処分（刑法75条）を規定しており、少年家庭裁判所法では、①懲役に換えて、矯正処遇（24歳まで）、②罰金に換えて、保護観察に付すことができると定める（法142条）。

少年事件の裁判は、非方式（法107条・114条）、非公開（法108条・135条）、非公表（法130条）で行なわれる。裁判官は、少年問題や家庭問題について研修を修了し、素養のある裁判官でなければならない（法16条）。検察官についても、少年係の検察官が担当する（法101条）。被疑者又は被告人である少年には、付添弁護士（ปฎิภาณกฏหมาย）がつく。付添弁護士とは、少年家庭事件の審理手続、心理学、社会福祉等について一定の研修を修了した弁護士のことである（法121条）。取調べ（法75条）のほか、法廷における留置審査（法73条）、訴追延期審査（法78条）、審理（法120条）の際には、弁護士又は付添弁護士の立会いが必要である。

少年司法手続においては、修復的司法が実践される。タイでは、少年問題について少年、家族、被害者、コミュニティで話し合う家族共同体グループ会議（Family and Community Group Conferencing (FCGC)）を2003年から導入している⁴。2010年法は、第7章において刑事手続に代わる特別措置として、訴追前のダイバージョン及び訴追後のダイバージョンを定める。長期5年未満の懲役に当たる罪で、観護センター長が認める場合、当事者少年

4 Thailand Institute of Justice, *Harmonious Justice: Thailand's Approach to Restorative Justice*, First edition 2020.

及び被害者の同意を得た上で、更生保護計画を策定し、実施させる（法86条）。更生保護計画が終了すれば不起訴となる（法88条）。訴追後であっても、長期20年未満の懲役に当たる罪で、事案の情状を考慮し、被害者の同意の上、裁判所が容認すれば、更生保護計画を策定し、実施させる（法90条）。更生保護計画が終了すれば、事件は棄却される（法92条）。更生保護計画の策定にあたっては、当事者少年、被害者、心理士・ソーシャルワーカー、コミュニティや関係機関代表者、犯罪の影響を受けた人、検察官が参加する会議で協議される（法87条・91条）。これが FCGC の意義である。裁判によらず、被害者のケア、少年の将来、少年の利益を、当事者少年や被害者を含め、家族やコミュニティ全体で協議し、解決を目指そうとする試みである。

タイ少年家庭裁判所法

目次

第1章	総則（4-7条）
第2章	少年家庭裁判所（8-33条）
第3章	少年観護センター（34-53条）
第4章	矯正センター、教育施設、訓練施設及び心理治療施設（54-56条）
第5章	矯正処遇（57-65条）
第6章	刑事事件の捜査（66-85条）
第7章	刑事手続に代わる特別措置（86-94条）
第8章	刑事事件に関する裁判所の権限（95-98条）
第9章	刑事事件の提起（99-101条）
第10章	刑事事件の審理（102-130条）
第11章	刑事事件の判決（131-141条）
第12章	刑罰の変更と保護処分（142-145条）
第13章	家事事件の裁判（146-164条）
第14章	未成年者に利害のある家事事件の裁判（165-170条）
第15章	福祉保護事件の審理（171-179条）
第16章	控訴及び上告（180-182/1条）
第17章	（削除）
第18章	罰則（185-192条）
	付則（193-206条）

第1条 この法律「2010年少年家庭裁判所及び少年家庭事件手続に関する法律」と称する。

第2条 この法律は、公布の日から180日を経過した日に施行する。

第3条 以下の法律は廃止する。

（1）1991年少年家庭裁判所の設置及び少年家庭事件手続に関する法律

(2) 2000年少年家庭裁判所の設置及び少年家庭事件手続に関する法律(第2号)

(3) 2005年少年家庭裁判所の設置及び少年家庭事件手続に関する法律(第3号)

第1章 総則

第4条 この法律において、

「子ども」⁵とは、刑法第73条に定める年齢以上の者で、満15歳未満の者をいう。

「若年者」とは、満15歳以上満18歳未満の者をいう。

「少年家庭事件」とは、少年家庭裁判所が、この法律に従い、裁判を行なう権限を有する事件をいう。

「家事事件」とは、民商法、家族登録法その他家庭に関する法律に従い、未成年者又は家族に関して、裁判所に提起され又は申立てられた民事事件又は裁判実務をいう。

「福祉保護事件」とは、子ども保護法、家庭内暴力被害者保護法その他福祉保護に関する法律に従い、家庭内の子ども又は個人の福祉保護に関して、裁判所に提起され又は申立てられた事件又は裁判実務をいう。

「一般事件」とは、少年家庭事件を管轄する裁判所が裁判を行なう権限を有する事件以外の事件をいう。

「少年家庭裁判所」とは、この法律に基づき設置された中央少年家庭裁判所、地方少年家庭裁判所又は地方裁判所少年家庭事件部をいう。

「少年家庭事件を管轄する裁判所」⁶とは、少年家庭裁判所、特別専門事件控訴裁判所、最高裁判所をいう。

「特別専門事件控訴裁判所」とは、特別専門事件控訴裁判所設置法に基づく特別専門事件控訴裁判所をいう。

5 2016年改正法(第5号)により、「子ども」の定義年齢を修正。

6 2015年に特別専門事件控訴裁判所が新設されたことに伴い、2015年改正法(第3号)により、管轄する裁判所を整理。

「特別専門事件控訴裁判所長」とは、特別専門事件控訴裁判所設置法に基づく特別専門事件控訴裁判所の長をいう。

「観護センター」とは、この法律に基づき設置された、少年を観察し保護する施設をいう。

「矯正センター」とは、少年の矯正処遇を行なう施設をいう。

「更生保護」とは、カウンセリングを受けること、作業療法に参加すること、選択活動に参加すること、教科教育、職業訓練など、家族及びコミュニティと共に平穩に生活することができるように、少年の素行を改善し又は少年を援助するために指定された措置をいう。

「矯正処遇」とは、留置を伴う更生保護をいう。

「観護センター長」とは、少年観察保護センターの長をいう。

「矯正センター長」とは、少年矯正センターの長をいう。

「保護観察官」とは、この法律に定める権能を有するべく任命された者をいう。他の法律に定める保護観察官も同義である。

「保護司」とは、この法律に基づき、保護観察官を補佐する者として任命された者をいう。

「許可取得者」とは、被疑者若しくは被告人である少年、又は刑罰若しくはこの法律若しくは他の法律に規定する保護処分を科す判決若しくは命令を受けた少年に対する、教育施設、訓練施設又は心理治療施設の設立許可証を取得した者をいう。

「司法裁判所運営委員会」とは、司法裁判所運営規則法に定める司法裁判所運営委員会をいう。

「局長」とは、少年観察保護局の長をいう。

「大臣」とは、この法律を所掌する大臣をいう。

第5条 犯罪の嫌疑ある少年の刑事事件は、犯罪が生じた日の当該少年の年齢による。

第6条 司法裁判所構成法、刑事手続法、民事手続法、並びに簡易裁判所刑

事手続法は、この法律の規定に抵触しない限り、少年家庭事件に適用する。

第7条⁷① 最高裁判所長官、司法大臣及び検事総長は、この法律を所掌する。

② 最高裁判所長官、司法大臣及び検事総長は、自らの権能に関する範囲において、この法律の運用にあたり省令、令規、告示又は規則を制定する権限を有する。

③ 省令、令規、告示又は規則は、官報の公示により施行する。

第2章 少年家庭裁判所

第8条① 次に掲げる裁判所を設置する。

(1) バンコクに中央少年家庭裁判所を設置し、バンコク全体を管轄する。

(2) 少年家庭裁判所を各県に設置し、当該県全体を管轄する。

② バンコク又は地方裁判所を2つ以上有する県に、必要があるときは、少年家庭事件部が未設の地方裁判所内に少年家庭事件部を開設することができる。この場合、王令により運用開始時期を公布するとともに、王令で従前の裁判所又は部の管轄地並びに新設部の管轄地を指定する。

第9条① 地方少年家庭裁判所は、当該裁判所の管轄地を明記した法律に基づき設置され、王令により運用開始時期を公布する。

② 少年家庭事件部が既設の県に地方少年家庭裁判所を新設した場合は、当該少年家庭事件部は廃止したものとみなす。上記事件部で審理中の事件は、新設した地方少年家庭裁判所に移送して裁判を行なう。

第10条 少年家庭裁判所は、次に掲げる事件について審理を行ない、判決又は命令を出す権限を有する。

(1) 犯罪の嫌疑ある少年の刑事事件

(2) 第97条第1項に従い、一般事件を管轄する裁判所によって移送された

7 2015年改正法(第2号)による修正。

刑事事件

(3) 家事事件

(4) 福祉保護事件

(5) その他、法律で少年家庭裁判所の権能と定める事件

第11条⁸ 事件が少年家庭裁判所の管轄となるか否かが問題となった場合は、当該問題が少年家庭裁判所又は他の司法裁判所で生じたか否かにかかわらず、当該裁判所は裁判を一時的に中断し、裁定者である特別専門事件控訴裁判所長に当該問題を報告するものとする。特別専門事件控訴裁判所長の裁定は最終のものである。特別専門事件控訴裁判所長の裁定に従い管轄する裁判所を変更しなければならない場合は、原裁判所は上記裁判所に事件を移送する。判決が言渡される前に原裁判所で行なわれた審理手続は、事件を受理した裁判所が司法の利益に鑑みて別の命令を出す場合を除き、失効しないものとする。

第12条 この法律に従い、少年家庭裁判所の開所地に事件を移送する場合は、当該所在地にある他の第一審裁判所は、少年家庭裁判所が裁判を行なう権限を有する事件を受理してはならない。

第13条 少年家庭事件を管轄する裁判所の審理の間に、刑事事件の被告人が満18歳に達した場合、又は家事事件の未成年者が満20歳に達し若しくは婚姻により成年に達した場合は、裁判所は終結するまで引続き裁判を行なう権限を有する。控訴又は上告があった場合は、管轄する特別専門事件控訴裁判所又は最高裁判所が裁判を行なう。上記裁判所は、この法律に規定する保護処分を科す権限を有する。

第14条① 裁判所の管轄権がなかったにもかかわらず、関係者の年齢又は婚姻に伴う成年年齢に関する事実が誤りであったこと、又は他の裁判所が第

8 2015年改正法（第3号）により、第11条及び第13条を修正。

12条の規定に従わず事件の裁判を行なったことが後に判明した場合において、上記瑕疵は、捜査段階及び一般事件を管轄する裁判所並びに少年家庭事件を管轄する裁判所の裁判手続に影響を及ぼさない。

② 前項の事実が、第一審裁判所、控訴裁判所又は最高裁判所にかかわらず、審理中に判明した場合は、当該裁判所は、管轄する裁判所に事件を移送する。

第15条 すべての少年家庭裁判所に、司法裁判所運営委員会が定める員数の裁判官と参与員をおく。

第16条① 少年家庭裁判所の裁判官の任命は、国王による。司法裁判所司法公務員規則法に定める司法公務員の中から、少年を監護及び補導援護するに相応しい思いやり及び品行があり、かつ家庭問題についての知識と理解を有する者が任命される。

② 少年家庭裁判所の裁判官は、他の第一審裁判所の裁判官になることもできる。

第17条① 中央少年家庭裁判所に、司法裁判所司法公務員規則法に定める司法公務員の中から、中央少年家庭裁判所長を1名、中央少年家庭裁判所副所長2名、中央少年家庭裁判所事務長1名をおく。公益のため必要があるときは、司法裁判所運営委員会は、最高裁判所長官の承認を得て、副所長を1名追加することを定めることができる。

② 地方少年家庭裁判所に所長を1名おく。地方裁判所に少年家庭事件部が設置された場合は、少年家庭事件部に部長を1名おく。この法律の利益を考慮して、少年家庭事件部の部長は、地方少年家庭裁判所の所長と同等の職位を有する。

第18条① 中央少年家庭裁判所長の職位が空席又はその職位の者が職務を遂行することができないときは、中央少年家庭裁判所副所長が代行する。上記役職者が複数いる場合は、職歴の長い者が代行者となる。最長の者が職務

を遂行できないときは、次位の者が代行者となる。

② 地方少年家庭裁判所の所長又は地方裁判所少年家庭事件部の部長の職位が空席又はその職位の者が職務を執行することができないときは、当該裁判所又は部の職歴の長い者が代行者となる。最長の者が職務を執行できない場合は、次位の者が代行者となる。

③ 前2項に基づく代行者がいないときは、最高裁判所長官は、いずれかの裁判所の裁判官に代行を命じる。

第19条 中央少年家庭裁判所長は、全国の少年家庭裁判所の業務責任者である。司法裁判所構成法に規定する第一審裁判所長及び管区裁判所長と同等の権能を有する。

第20条 中央少年家庭裁判所副所長は、司法裁判所構成法に規定する第一審裁判所副所長と同等の権能を有する。中央少年家庭裁判所長の割当に従い、中央少年家庭裁判所長を補佐する責任を負う。

第21条 管区裁判所長は、管轄区内の少年家庭裁判所に関する事項について、司法裁判所構成法第14条に基づく権限を有する。中央少年家庭裁判所長の割当に従い、管轄区内の少年家庭裁判所の行政を総括する。割当を指定したときは、司法裁判所事務局に報告する。

第22条 地方少年家庭裁判所の長は、司法裁判所構成法に規定する裁判所の長と同等の権能を有する。

第23条① 次条の規定に基づき、裁判所の判決又は命令の言渡しを合議体で行なうことができるよう、少年家庭裁判所に、少なくとも2名の裁判官及び2名の参与員をおく。参与員の少なくとも1名は女性でなければならない。判決又は命令の言渡しを合議体で行なう必要がある場合は、評決は、合議体を構成する裁判官及び参与員の過半数の意見による。同数の場合は、司

法裁判所構成法、刑事手続法及び民事手続法の規定を準用する。

② 家事事件の裁判にあたって、合議体に参与員を要するか否かについては、第147条の規定に従う。

第24条 司法裁判所構成法第24条及び第25条に基づき、中央少年家庭裁判所長、中央少年家庭裁判所副所長、地方少年家庭裁判所長、地方裁判所少年家庭事件部部长、又は少年家庭裁判所裁判官のいずれか1名が管轄する事件について、中央少年家庭裁判所長、地方少年家庭裁判所長、地方裁判所少年家庭事件部部长は、当該事件の審理に相当な理由があると認めるときは、参与員1名に命じて、自身又は少年家庭裁判所裁判官の審理に加えることができ、又は少年家庭裁判官1名に命じて、合議体にするができる。この場合、合議体は、司法裁判所構成法第25条又は第26条に従い、判決を言渡す権限を有する。

第25条⁹① 第15条に基づく参与員は、司法裁判所運営委員会が規則で定める基準及び手順に従い司法裁判所運営委員会が選出し、次に掲げる資質に合致する者の中から国王が任命する。

(1) 応募する日の時点で満35歳以上の者

(2) 現在若しくは過去に子を持つ者、子を養育したことがある者、又は子ども若しくは家族の福祉保護に関して3年以上勤務した経験のある者

(3) 司法裁判所司法公務員規則法に定める司法公務員になるための資質を有する者(ただし、学士号又は学士号同等以上の基礎知識を除く)、又は参与員を務めたことがある者

(4) 少年家庭裁判所が管轄する事件の審理に相応しい自覚、見識、思いやり及び品行のある者

(5) 国家公務員、公務職員、政治職員、国会議員又は弁護士でない者

② 職位に就く前に、参与員は、司法公務員の義務と同様に、最高裁判所長

9 2016年改正法(第4号)により、第1項第1号の要件を修正、第3項を第25/1条に移行した。

官規則で定める基準、方法及び期間に基づき、少年家庭裁判所の目的及び事件の審理、心理学、社会福祉、カウンセリング、並びに少年及び家庭の福祉保護に関する研修を受け、試験に合格しなければならない。さらに、誠実に職務を遂行すること、公平性を担保すること、公務における秘密の保持について、所属先に応じて、中央少年家庭裁判所長、地方少年家庭裁判所長、地方裁判所少年家庭事件部部長の面前で宣誓しなければならない。

第25/1条¹⁰① 参与員の任期は1期3年とする。退任した者を再任することができる。退任する参与員は、新たな参与員が就任するまで引続きその職務を遂行する。

② 司法裁判所司法公務員規則法に定める司法裁判所運営委員会が定める基準及び手順に従い、職務業績、知識及び能力の評価並びに参与員としての適格評価を行なう。

第26条 参与員は、刑法に定める司法公務員の職位にある公務員である。

第27条¹¹ 参与員は、次に掲げるときは退任する。

- (1) 任期満了
- (2) 死亡
- (3) 辞職
- (4) 満75歳に達したとき
- (5) 第25条に定める要件を欠くとき
- (6) 正当な理由なく、指定された任務を3回欠勤したとき、又は司法公務員であれば司法裁判所司法公務員規則法に基づき解雇、罷免若しくは免職の処分を受け解任される行為をなしたとき
- (7) 第25/1条に基づく適格評価に合格しないとき

10 2016年改正法（第4号）により、参与員の適格評価について定めた。

11 2016年改正法（第4号）により第7号を追加、2022年改正法（第6号）により第2項を第27/1条に移行した。

第27/1条¹² 前条の退任は、次に掲げる手続による。

- （1）前条第5号、第6号又は第7号による退任は、司法裁判所司法公務員規則法に定める司法裁判所運営委員会の承認を必要とする。
- （2）前条第1号、第2号、第4号又は第6号による退任は、国王に伝達する。
- （3）前条第3号、第5号又は第7号による退任は、国王に伝達し、解任の王命を求める。

第28条 第27条第1項第1号以外の理由により参与員の職位が空席となった場合、司法裁判所運営委員会が空席を補充するために選出した個人を、国王が任命する。後任の参与員の任期は、前任者の残任期間とする。

第29条① 中央少年家庭裁判所長、地方少年家庭裁判所長又は地方裁判所少年家庭事件部部長は、参与員が職務を遂行する担当業務を指定する。

② 事件を担当する参与員は、疾病その他やむを得ない理由によりその職務の遂行ができない場合を除き、結審まで担当しなければならない。職務の遂行ができない場合、前項の権限者は他の参与員に代行させる。

③ 参与員には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、日当、交通費、宿泊費その他の経費を支給する。

第30条 司法裁判所司法公務員規則法に定める司法公務員の規律の維持に関する規則は、参与員についても準用する。

第31条① 審理の間、裁判所は、少年の最善の利益を考慮して、医学、心理学、カウンセリング、社会福祉、福祉保護又はその他の専門家に出廷を求め、少年、家族、訴訟当事者又は関係人の心身の状態、福祉、生活状況について、カウンセリングを行なわせ、かつその意見を述べさせることができる。

② 専門家が職務を遂行した際は、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営

12 2017年憲法第190条に基づき、2022年改正法（第6号）により、退任手続を明確化した。

委員会が定める規定により、日当、交通費、宿泊費その他の経費を支給する。

第32条 裁判所の命令又は判決により、少年、家族、訴訟当事者又は関係人の診療又は更生保護を委託する施設には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、経費を支給する。

第33条 少年家庭裁判所は、その所在地において少年家庭裁判所と連携して、少年、女性又は家族に対して更生保護、社会福祉又はカウンセリングの実施を受託する政府機関又は団体を公募しなければならない。

第3章 少年観護センター

第34条① 観護センターは、司法省少年観察保護局の機関であり、観護センター長が監督する。

② 観護センター長の任命及び解任は、局長による。

第35条① すべての県及びバンコクに観護センターを設置する。

② 観護センターの開所日、管轄地及び業務分野は、大臣が告示で定めるところによる。

第36条 観護センターは、この法律及び他の法律に定める権能を有するほか、特に次に掲げる権能を有する。

(1) 司法省が定める規則に基づき、裁判所に報告する目的又は関係職員の検討に資する目的で、犯罪の嫌疑ある少年及び少年の両親、後見人若しくは同居者の年齢、経歴、素行、知能、教育歴、心身の状態、性格、職業及び地位を含め、犯行の原因並びに少年を取り巻く環境全体について、調査及び観察を行なうこと。

(2) 捜査若しくは審理の間、又は裁判所の判決若しくは命令に従い、犯罪の嫌疑ある少年を留置すること。

(3) 関係機関と連携して、留置中又は釈放後における、少年の支援及び更

生保護について、実施及び調整すること。

(4) 関係機関と連携して、捜査中、審理中又は観護センター留置中における、少年の診療及び治療について、実施及び調整すること。

(5) 関係機関と連携して、留置中における少年の教育指導、矯正処遇又は補導援護について、実施及び調整すること。

(6) 家事事件における家庭状況を調査し、第152条に基づく裁判所の命令がある場合には、医師若しくは精神科医に依頼して、当事者の心身の状態の診察を行なうこと。

(7) 第167条に基づく家事事件において、事実関係を評価し、裁判所に対して意見を付して報告すること。

(8) 少年犯罪の原因についての調査研究を行ない、少年犯罪統計を作成し、及び少年犯罪の予防並びに軽減に関する施策を普及すること。

(9) その他の法律に基づく裁判所の命令を実施すること。

(10) 司法省が定める規則に基づき、その他の職務を遂行すること。

第37条 観護センター長は観護センターの業務全体に責務を負い、当該観護センターの職員を監督する。観護センターの職員は、この法律及びその他の法律に定める権能のほか、保護観察官又はソーシャルワーカーと同等の権能をもつ。

第38条¹³① 大臣は、観護センターのため、少年福祉委員を任命して、次に掲げる職務を行なわせる。

(1) 観護センター長に対して、助言を行なうこと

(2) 少年の福祉と未来のために、観護センターの活動を補佐すること

(3) 局長が定める規則に基づき、その他の職務を遂行すること

② 少年福祉委員の任期は3年とする。任期満了した委員を再任することができる。

13 2016年改正法(第5号)により、第3項及び第4項を追加。

- ③ 少年福祉委員が任期満了前に退任する場合は、後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- ④ 任期を満了した少年福祉委員は、次期の少年福祉委員が選任されていない場合は、新たな少年福祉委員が就任するまで引続きその職務を遂行する。
- ⑤ 少年福祉委員の資格、欠格、募集方法及び退任については、大臣が定める規則による。

第39条 医師、精神科医、心理士、保護観察官、ソーシャルワーカー、教師及び省令で規定する職員は、観護センター長を適切に補佐するために、省令で職位を規定する。

第40条① 刑事事件において、少年を観護センターの管理下に身柄を送致するよう判決又は命令する場合、裁判所は、上記判決又は命令に従い手続を行なう責務のある観護センター長に通知する。

②¹⁴ 観護センターに留置する施設が未設置の場合、観護センター長は、職責を遂行するため、局長が定める規則に従い、少年の身柄を他の観護センターに送致する権限を有する。

第41条 少年が観護センターに留置されている間、観護センター長は次に掲げる権能を有する。

- (1) 少年に対して、当該少年の心身の状態及び社会環境に相応しい、教科教育、職業訓練、社会福祉サービス、訓練その他の活動を提供すること。この場合において、道徳及び倫理を基本に念頭に置くこと。
- (2) 留置する少年の規律の維持に関する規範を制定すること。
- (3) 省令で定める基準及び手順に従い、違法行為、不正行為又は規律違反をした少年に対して、次条に定める懲罰を科すこと。
- (4) 子どもではない留置下にある者が他の少年に対して危険を及ぼす重大

¹⁴ 2016年改正法（第5号）による新設。

な侵害行為を行なったときは、事前に裁判所の許可を得て、特別施設又は刑務所で留置するよう身柄を送致すること。ただし、他人に危険を及ぼすような緊急の場合は、当該者を刑務所に送致した後、速やかに裁判所に報告する。

（5）局長が定める規則に従い、少年が時々観護センターから外出することを許可すること。

（6）裁判所の判決又は命令が確定した少年に対して、局長が定めた規則に従い、観護センターから外部の教育施設に通うことを許可すること。速やかに裁判所に報告し、この許可が少年の最善の利益に沿わないと認める場合は、裁判所は、審理して、適当と認める命令を出すことができる。

（7）必要があるときは、事前に裁判所の許可を得て、少年を別の観護センター又は第4章に規定する施設に移送すること。ただし、緊急の場合は、当該者を移送した後、速やかに裁判所に報告する。移送が少年の最善の利益に沿わないと認める場合は、裁判所は、審理して、適当と認める命令を出すことができる。

第42条 観護センターの留置下にある少年に対する懲罰は、次に掲げるものとする。

- （1）行動変容のための特別更生保護計画を実施すること。
- （2）観護センターが提供する権益又は利便の一部を剥奪すること。

第43条① 観護センターに、心理学、社会福祉、公衆衛生及び教育の分野から各1名の専門家から成る合同専門家委員会を設置する。次に掲げる事項について、観護センター長に対して勧告を行なう職務を有する。

- （1）少年の分類
 - （2）少年個人の更生保護
 - （3）この法律に基づくその他の職務
- ② 委員のうち観護センター職員は半数を超えてはならない。観護センターごとに複数の合同専門家委員会を設けることができる。
- ③ 委員の資格、欠格、選任、任務及び退任は、大臣が定める規則による。

④ 観護センター職員ではない委員が、合同専門家委員会の職務を遂行する際は、財務省の承認に基づき、大臣が定める規則により、日当、交通費、宿泊費その他の経費を支給する。

第44条① 観護センターは、次に掲げるとおり、留置する少年を分離する。

(1) 男女別に居住棟を分離する。

(2) 年齢、素行及び犯罪の危険性に応じて分離する。

(3) 他の少年に危険を及ぼす可能性のある性質を有する少年を分離する。

② この法律に基づき設置された施設以外の場所における少年の分離は、局長が定める規則に従う。

第45条 観護センター長は、裁判所の判決又は命令に従い、日中に更生保護を受ける少年を受入れる義務を負う。

第46条 留置するため犯罪の嫌疑ある少年を受取った観護センター長は、6か月以内又は裁判所が命じた6か月より早期の期間内に、裁判所に対して、素行、心身の状態、性格、更生保護の結果その他裁判所が知るべき事項について報告する。

第47条① 保護観察官は、この法律及び他の法律に定める権能を有するほか、特に次に掲げる権能を有する。

(1) 被疑者である少年及び他人に関して、第36条第1号に規定する事実関係及び環境について、調査及び観察を行なうこと。

(2) 裁判所の命令に従い、少年の保護観察を行なうこと。保護観察中の補導援護を含む。

(3) 少年が、裁判所が指定した保護観察の遵守事項を実施することを見守ること。

(4) 少年の両親、後見人又は同居者に対して、少年の養育、指導及び援護に関する助言を行なうこと。

(5) 未成年者に利害のある民事事件において、少年家庭裁判所が民商典の規定を執行するにあたって、未成年者に関する事実関係の評価及び報告を行ない、観護センター長の指示に従い、裁判所に提出すること。

(6) 第1号及び前号に基づき実施した報告及び意見をまとめ、観護センター長の指示に従い、裁判所に提出すること。

(7) その他、少年家庭事件に関する裁判所の命令、又は観護センター長の指示に従い、職務を遂行すること。

② 保護観察官の任命及び解任は、この法律に従い、大臣又は大臣が指名した者が行なう。

第48条① 前条の任務に資するため、保護観察官は次に掲げる権限を有する。

(1) 日出から日没までの時間、少年の両親、後見人又は同居者又は教育関係者、雇用主若しくは関係人の住居に立入り、その場に居る者に質問すること。

(2) 日出から日没までの時間、未成年者の両親、後見人又は同居者又は教育関係者、雇用主若しくは関係人の住居に立入り、その場に居る者に家事事件に関して質問すること。

(3) 犯罪の嫌疑ある少年が現在又は過去に学んでいた教育施設の教師、講師又は校長に対して、少年の素行、教育、性格及び知能に関して質問し、かつ、適当と認める場合は、上記の者に報告書を作成するよう命令すること。

(4) 事実関係を知り得る者に対して、観護センター又は局長が定める規則に基づく施設に出頭させ、宣誓をした上で供述させること。

② 日没から日出までの時間に、前項第1号又は第2号の場所に立入る必要があるときは、保護観察官は、裁判所の命令がある場合に限り立入ることができる。

第49条① 保護司は、局長が指示した範囲に限り、保護観察官と同等の権限を有する。

② 保護司の任命及び解任は、省令で定める基準及び手順に従い、局長が行なう。

第50条① ソーシャルワーカーは、この法律及び他の法律に定める権能を有するほか、特に次に掲げる権能を有する。

(1) 観護センター留置中又は釈放後において、少年の更生保護を実施するほか、少年に対して助言、指導監督又は補導援護を行なうこと。

(2) 少年の更生保護の利益のため、少年の両親、後見人又は同居者に対して、養育、指導及び教育に関する助言を行なうこと。

(3) 裁判所の命令に従い、家事事件における家庭状況の調査及び紛争の調停を行なうこと。

(4) 前3号に基づき実施した報告及び意見をまとめ、裁判所又は観護センター長に提出すること。

(5) その他、裁判所の命令又は観護センター長の命令に従い、職務を遂行すること。

第51条① 前条の任務に資するため、ソーシャルワーカーは、次に掲げる権限を有する。

(1) 日出から日没までの時間、少年の両親、後見人又は同居者又は教育関係者、雇用主若しくは関係人の住居に立入り、その場に居る者に質問すること。

(2) 日出から日没までの時間、未成年者の両親、後見人又は同居者又は教育関係者、雇用主若しくは関係人の住居に立入り、又は家事事件の当事者、当事者の同居者、教育関係者、雇用主若しくは関係人の住居に立入り、その場に居る者に質問すること。

(3) 事実関係を知り得る者に対して、観護センター又は局長が定める規則に基づく施設に出頭させ、宣誓をした上で供述させること。

(4) 家事事件の紛争を調停するため、当事者又はその他の者を出頭させること。

② 日没から日出までの時間に、前項第1号又は第2号の場所に立入る必要があるときは、ソーシャルワーカーは裁判所の命令がある場合に限り立入ることができる。

第52条① この法律に基づく職務を遂行するにあたり、観護センター長、保護観察官、保護司及びソーシャルワーカーは、関係人に対して身分証を提示しなければならない。

② 身分証の形式は、大臣が定める告示に基づき、官報で公示する。

第53条 この法律に基づく職務を遂行するにあたり、観護センター長、医師、精神科医、心理士、教師、保護観察官、保護司、ソーシャルワーカー及び省令に定める職員は、観護センター長を補佐するため、刑法に定める公務員である。

第4章 矯正センター、教育施設、訓練施設及び心理治療施設

第54条 矯正センターは、司法省少年観察保護局が所管する政府機関である。監督者であるセンター長は、観護センター長から送致された少年を矯正指導する権能を有する。

第55条① 局長は、被疑者若しくは被告人である少年、又は刑罰若しくは保護処分を科す判決若しくは命令を受けた少年に対する教育施設、訓練施設又は心理治療施設を、政府機関が運営し、又は民間事業者が設置する許可証を発行する権限を有する。局長は、上記施設を指導監督する権限を有し、発行した許可証を抹消する権限を有する。

② 前項に基づく許可証の発行及び抹消は、省令に定める基準及び手順に従う。

第56条① 前条に基づく許可証取得者は、局長が定める規則に従い、実施する。

② 許可証取得者には、大臣が定める規則に基づき、補助金を支給する。

第5章 矯正処遇

第57条① 裁判所の判決又は命令による少年の矯正処遇は、前章に規定する施設その他裁判所が適当と認める法定施設で行われる。

② 少年が受ける矯正処遇課程の決定にあたっては、少年の希望を考慮に入れ、少年の年齢、心身の状態、成熟度及び少年の将来の進路の利益に応じて決定しなければならない。

③ 裁判所が、第1項に基づき、少年に別の施設で矯正処遇を受けるよう判決又は命令した場合は、上記施設には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、経費を支給する。

第58条① 刑事事件において、少年に矯正センターで矯正処遇を受けるよう判決又は命令したときは、裁判所は、観護センター長に通知する。観護センター長は、少年を、判決又は命令で指定された矯正センターに送致する責務を負う。

② 観護センター長は、必要があるときは、裁判所の許可を得た場合に限り、少年を別の矯正センターに送致することができる。緊急の理由ある場合は、当該少年を先に送致し、速やかに裁判所に報告する。上記施設への送致が少年の最善の利益に反していると認める場合は、裁判所は、審理し、相当と認める命令を出すことができる。

③ 刑事事件において、少年に対して、前章に規定する教育施設、訓練施設、心理治療施設その他裁判所が適当と認める法定施設で矯正処遇を受けるよう判決又は命令したときは、裁判所は、上記施設の管理者又は監督者に通知して、判決又は命令に従い実施させる。

第59条① 矯正処遇を受ける少年は、矯正処遇を受ける施設の規則及び令規に従わなければならない。矯正処遇の進捗の成果が明白、又は特に善行を得られた場合には、合同専門家委員会は矯正センター、教育施設、訓練施設又は心理治療施設の長に対して、次に掲げる1つ又は複数の利益を与えるよう、提言を行なう。

(1) 進級

(2) 帰省休暇

(3) 矯正処遇日数の削減

(4) 矯正処遇の休止

② 進級、帰省休暇、矯正処遇日数の削減、矯正処遇の休止は、局長が定める規則に従う。ただし、矯正処遇日数の削減及び矯正処遇の休止については、裁判所が判決又は命令で指定した期間の半分以上、少年が矯正処遇を受けた場合に限り実施することができる。15日以内に裁判所に報告し、裁判所は、相当の理由があるときは、別の命令を出すことができる。

第60条 前条第1項第2号から第4号までに規定する利益を受ける少年は、局長が定める規則に従わなければならない。規則に違反した場合は、矯正センター、教育施設、訓練施設又は心理治療施設の長は、当該少年が得た利益を修正、変更又は取消す。15日以内に裁判所に報告し、裁判所は、相当の理由があるときは、別の命令を出すことができる。

第61条 少年が、矯正処遇を受ける施設の規則又は令規に従わず、矯正処遇を受ける意思がなく、逃走し若しくは逃走しようとし、他の少年に対して危害を加え、嫌がらせをし、若しくは平穏を乱す行為をし、又は矯正処遇施設で混乱を引き起こす場合は、合同専門家委員会は矯正センター、教育施設、訓練施設又は心理治療施設の長に対して、次に掲げる1つ又は複数の不利益を与えるよう、提言を行ない、裁判所に通知する。裁判所は、審理し、適当と認める命令を出すことができる。

(1) 降級

(2) 2か月を超えない期間、帰省休暇を与えないこと。

(3) 矯正センター、教育施設、訓練施設又は心理治療施設が提供する一定の活動に参加させないこと。

(4) 第41条第6号並びに第59条第1項第3号及び第4号に規定する利益を停止又は変更すること。

第62条① 前章に規定する矯正センター、教育施設、訓練施設又は心理治療施設で矯正処遇を受けるよう裁判所の判決又は命令を受けた少年が、中央

少年家庭裁判所長の承認に基づき局長が定めた規則に基づいて、矯正処遇を満了したとき、又は矯正センター、教育施設、訓練施設又は心理治療施設の長が、合同専門家委員会の承認を得て、少年が善良な人間として行動することができ、引き続き矯正処遇のために留置する必要がないと認めるときは、矯正センター、教育施設、訓練施設又は心理治療施設の長は、矯正処遇を受ける少年の所在地を管轄する裁判所に対して、矯正処遇を満了した少年を釈放し、又は裁判所が判決若しくは命令した期間の矯正処遇を満了する前に少年を釈放することを審査するよう報告書を提出する。

② 矯正処遇の期間中、刑罰又は保護処分を科す判決又は命令を変更修正することが少年にとって有益と認める理由があるときは、矯正センター、教育施設、訓練施設又は心理治療施設の長は、矯正処遇を受ける少年の所在地を管轄する裁判所に対して、刑罰又は保護処分を科す判決又は命令を変更修正することを審査するよう報告書を提出する。

③ 矯正処遇を終了する少年が、引き続き教育又は職業訓練の課程を最後まで受講することを希望するときは、矯正センター、教育施設又は訓練施設の長は、少年に対して、日中、矯正センター、教育施設又は訓練施設で、教育又は職業訓練を受けることができるよう援護する権限を有する。

第63条 刑事事件において、裁判所が、少年を前章に規定する施設以外の教育施設、訓練施設又は心理治療施設で矯正処遇を受け又は管理下に置くよう、判決又は命令を出した場合において、少年は、第59条から前条までに規定する同様の利益又は不利益を享受する権利を有する。裁判所は、少年を留置下に置く上記施設の管理者又は監督者の報告書に基づき、中央少年家庭裁判所長が定める基準及び手続に従い、適切な命令を出す。

第64条 第36条、第39条及び第41条から第46条までの規定は、犯罪の嫌疑ある少年を留置する第4章に規定する施設又は第57条に基づき裁判所が適当と認める法定施設に準用する。加えて、大臣が定める規則に従う。

第65条 この法律に基づく職務を遂行するにあたり、矯正センター長、第4章に規定する施設若しくは第57条に基づき裁判所が適当と認める法定施設の管理者若しくは監督者、並びに上記の者を補佐するため省令に定める職位ある上記施設の職員は、刑法に定める公務員である。

第6章 刑事事件の捜査

第66条① 犯罪の嫌疑ある子どもを逮捕することはできない。ただし、重大な罪を犯し、又は裁判所による逮捕状若しくは命令がある場合を除く。

② 犯罪の嫌疑ある若年者の逮捕は、刑事手続法に準拠する。

第67条 犯罪の嫌疑ある少年に対する逮捕状の発付を検討するにあたっては、刑事手続法第66条の適用に加え、裁判所は、特に少年の年齢、性別、将来に配慮して、成長発達と保護を受けるべき少年の権利保護を最大限に考慮しなければならない。逮捕状の発付が少年の精神に不必要に深刻な影響を与える場合は、逮捕状の発付を避け、他の方法により少年の身柄を確保するよう努めなければならない。

第68条 少年の権利保護のため、被疑者又は被告人である少年に対して留置、拘禁、拘留、行動制限その他少年の権利自由を制限する措置をとってはならない。ただし、裁判所の令状又は命令がある場合、又は第69条、第70条若しくは第72条の手続に必要な限度で身柄を拘束する場合を除く。

第69条① 犯罪の嫌疑ある少年を逮捕する場合、逮捕官は少年に対して逮捕する必要性を告げ、被疑事実及び法律に基づく権利を告知し、逮捕状がある場合は提示する。直ちに逮捕地にある捜査官署に連行し、被逮捕者の身柄を速やかに担当捜査官に送致する。

② 逮捕する際に、少年の両親、後見人、同居者又は同居する団体の代表者が立会っているときは、逮捕官は逮捕の理由を上記の者に告知する。長期5年未満の懲役に当たる罪の場合は、逮捕官は、その者に前項の捜査官署まで

引致するよう命じることができる。逮捕する際に、上記の者が不在のときは、逮捕官はできるだけ早い機会に上記の者のいずれかに逮捕の事実を告知する。被逮捕者が上記の者と連絡又は相談を希望する場合において、逮捕の妨げとならず、かつそれが可能な状況にある場合は、逮捕官は、事案に応じて、遅滞なく手続を行なわなければならない。

③ 少年の逮捕及び留置は、人間の尊厳に考慮し、かつ少年をさらし者にせず、穏やかに行われなければならない。逃走を防止する目的、又は逮捕された少年若しくは他人の安全を確保する目的のために、必要な限度を超えて留置してはならない。子どもに対しては、逃走を防止する目的、又は逮捕された子ども若しくは他人の安全を確保する目的のために、絶対に必要な場合を除き、いかなる状況においても拘束具を使用することはできない。

④ 逮捕地の捜査官署に送致する前に、逮捕官は、被逮捕者に被疑事実及び逮捕理由の詳細を告知した旨の記録を作成する。この際、被逮捕者に対して尋問してはならない。記録を作成する際に、少年の両親、後見人、同居者又は同居する団体の代表者が立会っているときは、その者の面前で記録を作成し、証人として署名をさせることができる。裁判所は、逮捕段階の少年の言明について、少年の有罪を証明する証拠として採用してはならないが、少年に有利に採用することはできる。

第69/1条¹⁵① 子どもが法律に触れる行為を行ない、当該行為は捜査官その他職員の管轄権内にあると法律で定められている場合において、捜査官その他職員は、まず子ども、両親、後見人、当該子どもの同居者又は同居する団体の代表者を呼び、警告する。子どもが行為に自覚があり、かつ両親、後見人、当該子どもの同居者又は同居する団体に子どもの監督が可能である場合は、捜査を中止し身柄を釈放する。

② 前項の規定は、刑法第73条に規定する年齢未満の者にも適用する。ただし、当該人が前項以外に他にも法律に触れる行為を行なった場合は、捜査

15 2016年改正法（第5号）により、第69/1条及び第69/2条を新設。

官は、当該人が捜査官署に到着してから24時間以内の早い機会に、当該人の身柄を子ども保護法に基づく担当官に送致して、同法に基づく福祉的保護を行なう。

③ 前2項に従い、被害者は、刑法第73条に規定する年齢未満の者に対して、刑事事件として裁判所に訴えることはできない。

第69/2条 薬物依存更生法に基づく措置を実施しなければならない基準にある少年の場合、措置を実施できず又は薬物依存リハビリテーションを終了できない可能性がある場合を除き、まず上記法に従い手続を行なう。捜査官又は検察官は留置命令を求めて裁判所に少年を送致し、検察官は法が定める時間内又は裁判所が命令を出してから30日以内に事件を訴追するものとする。

第70条¹⁶① 捜査官が逮捕された少年の身柄を受取ったとき、又は犯罪の嫌疑ある少年が呼出を受け、送致され、自ら捜査官を尋ね、捜査官の面前に現れ、若しくは当該少年の連行者が捜査官に引渡したとき、かつ、当該事件が少年家庭裁判所で裁判が行われるべき事件であるときは、捜査官はまず少年に対して、氏名、年齢、国籍、住所、出生地及び職業を質問しなければならない。また、少年の両親、後見人、同居者又は同居する団体の氏名及び詳細を質問し、上記の者又は団体の代表者に少年の被疑事実について通知し、上記の者又は団体の代表者が少年の利益となる事実を表明する機会を与えなければならない。さらに、第82条に基づく手続のため、当該少年を管轄する観護センター長に通知しなければならない。

② 前項の事前質問は、差別のない、適切な場所で実施しなければならない。他の被疑者や関係のない他人と交わらわせて、少年をさらし者にしてはならない。少年の年齢、性別、状態を最大限に考慮して、少年が容易に理解できる言語や言葉を使用しなければならない。人間の尊厳を考慮して、少年がタイ語で会話できず又は理解できない場合は、刑事手続法に基づき通訳を用意

16 2016年改正法(第5号)により、第70条、第71条を修正。

し、又は障害者の生活の質の向上及び発達に関する法律に基づき利便性のある技術機器を提供しなければならない。少年が、両親、後見人、同居者又は同居する団体の代表者に連絡又は相談を希望する場合において、それが可能な状況にある場合は、捜査官は、事案に応じて、遅滞なく手続を行わなければならない。

③ 事前質問をした後、少年が嫌疑ある罪を犯した可能性が高いことを示す証拠がある場合は、捜査官は、少年に対し被疑事実を告知する同じ機会に取調べを行なうことができる。ただし、第75条に従わなければならない。

第71条 呼出を受け、送致され、自ら捜査官を尋ね、捜査官の面前に現れ、又は連行者が捜査官に引渡した少年に対して、前条の事前質問及び少年の被疑事実の告知を行なった後は、刑事手続法第134条を準用する。

第72条① 逮捕された少年の身柄を受取った場合、捜査官は、少年が担当捜査官署に到着してから速やかに逮捕の審査を行なうため、24時間以内に少年を裁判所に連行するものとする。逮捕された少年を捜査官署から裁判所まで連行するためにかかる通常の移動時間は24時間に含めない。

② 犯罪の嫌疑ある少年に両親、後見人、同居者又は同居する団体があり、かつその個人又は団体が未だ少年の監護が可能だと示した場合、捜査官は、上記の者に監護させるために少年の身柄を引渡し、少年が捜査官署に到着してから24時間以内に裁判所に同道するよう命令することができる。この場合において、少年が裁判所に出頭しないと信じる素行があれば、捜査官は、事案に応じて、上記の者に保証を求めることができる。

③ 本条の規定は、捜査官が罰金相当と判断する事件には適用されない。

第73条① 少年が出廷したとき、裁判所は、嫌疑をかけられた少年であるか否か、少年に対する逮捕及び対応が適法か否かを調べなければならない。逮捕が違法であれば、少年を釈放しなければならない。少年に未だ付添弁護士が付いていない場合は、裁判所は、付添弁護士を選任する。裁判所は、少

年の権利保護のため、捜査官、保護観察官又は裁判所まで同道する責務を指定した上で、事件の手続中、少年を、両親、後見人、同居者若しくは同居する団体、又は裁判所が少年の管理者として適当と認める個人又は団体に引渡すことを命じることができる。

② 少年の行為が他人に重大な危険を及ぼす虞れのある素質又は素行を有する事実が判明している場合、又はその他相当の理由がある場合は、裁判所は、観護センター又は裁判所が適当と認める法定施設で留置することを命じることができる。

③ 少年が満18歳に達しかつ他人に危険を及ぼす虞れのある素質又は素行を有する場合、又は満20歳を超える場合は、裁判所は、刑事手続法に従い、刑務所又はその他の施設で留置することを命じることができる。

④ 第1項に基づく少年の管理者への引渡し、又は一時釈放をする際に、裁判所は、少年が治療を受け、カウンセリングを受け、又は作業療法に参加する必要があると認めるときは、当該措置を指定する権限を有する。

第74条① 被疑者又は被告人である少年を留置又は拘禁する命令を出す前に、裁判所は、少年又は少年の付添弁護士に異議があるか否かを質問する。裁判所は、審理するため、捜査官又は検察官を呼び必要性を説明させ、又は証人を呼び、取調べることができる。

② 前項の命令を出す審理にあたっては、裁判所は、少年の権利保護と少年の最善の利益を最大限に考慮し、かつ少年の留置又は拘禁は最後の手段であることを考慮しなければならない。

第75条① 取調べは、差別のない、適切な場所で実施しなければならない。他の被疑者や関係のない他人と交わらわせて、少年をさらし者にしてはならない。少年の年齢、性別、状態を最大限に考慮して、少年が容易に理解できる言語や言葉を使用しなければならない。人間の尊厳を考慮して、少年がタイ語で会話できず又は理解できない場合は、刑事手続法に基づき通訳を用意し、又は障害者の生活の質の向上及び発達に関する法律に基づき利便性のあ

る技術機器を提供しなければならない。

② 被疑者である少年に対する被疑事実の告知及び取調べの際は、常に少年の付添弁護士との立会いが必要である。少年には発言することもしないこともできる権利があることを告知しなければならない。少年の発言は、被疑者である少年の年齢、性別及び精神状態をそれぞれ考慮した上で、事件の審理にあたって、証拠として使用することができる。

③ 前項の被疑事実の告知及び取調べの際は、少年の両親、後見人、同居者又は同居する団体の代表者も同席することができる。

④¹⁷ 付添弁護士には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、日当を支給する。

第76条 被疑者である少年の権利を保護するため、捜査の便宜を図るためにすることを除き、逮捕官又は捜査官は、被疑者である少年の写真を撮影し又は画像を記録すること、又はその許可をすることはできない。

第77条¹⁸ 取調べ中に、逮捕又は留置された子どもの年齢に疑義が生じた場合でも、捜査官は刑事手続法その他の関連する法律に従い、取調べを行なう権限を有する。ただし、後に、当該者が罪を犯したとき刑法第73条に定める年齢に満たず、かつ観護センター又はその他の施設で留置されていることが判明した場合は、上記観護センター又は施設は、当該者を釈放する命令を求めるために、裁判所に報告しなければならない。捜査官は、第69/1条に定める規定に従い、手続を行なうものとする。

第78条① 第69条第1項に基づき犯罪の嫌疑ある少年を逮捕したとき、又は第70条第1項に基づき少年が捜査官の面前に出頭した場合は、捜査官は速やかに捜査を行ない、意見を付した捜査報告書を検察官に送付する。検察官は、少年が逮捕され又は捜査官の面前に出頭したいいずれかの日から30日以

17 2016年改正法（第5号）による追加。

18 2016年改正法（第5号）による修正。

内に、少年家庭裁判所に訴追する。

② 罰金の併科の有無にかかわらず、短期6月以上長期5年未満の懲役に当たる罪において、前項の期限内にやむを得ず当該少年を訴追することができない場合は、捜査官又は検察官は、裁判所に対して1回につき15日間を超えない期間の延期を求めることができる。ただし2回を超えて求めることはできない。

③ 罰金の併科の有無にかかわらず、長期5年以上の懲役に当たる罪において、裁判所がすでに訴追の延期を2回許可したとき、捜査官又は検察官は、やむを得ない理由がある場合は、再度延期を求めることができる。裁判所は、捜査官又は検察官が示した必要性及び提出した証拠に得心した場合は、延期を許可することができる。この場合、裁判所は、1回につき15日間を超えない期間の延期を許可する権限を有する。ただし2回を超えてはならない。

④ 前2項に基づく訴追において、担当捜査官は、自身の管轄内の裁判所に訴追する。

⑤ 訴追延期申請の審理において、被疑者である少年に未だ付添弁護士が付いていない場合は、裁判所は、異議申立て又は証人尋問のために付添弁護士を選任する。

第79条 捜査中、被疑者である少年が留置から逃走した場合、その逃走した期間は、前条の期間に含めない。

第80条¹⁹ ①検察官は、検事総長又は検事総長が指定した検事正以上の職位を有する検察官から許可を得た場合を除き、第78条に定める期間が経過した後は、事件を訴追できない。この場合、指定された検察官は、上記の手続の結果を検事総長に報告するものとする。

②前項に基づく許可の申請及び許可は、検事総長令で定める基準、手順及び条件に従う。

¹⁹ 2015年改正法（第2号）による修正。

第81条 行政職員、警察官又は捜査官が、第70条及び第72条に基づき裁判所に送致する前に、被疑者である少年の身柄を留置する場合、被疑者である少年を、成人の被疑者又は被告人と混合して留置することはできない。また、成人の被疑者又は被告人専用の拘禁室に留置することはできない。

第82条 観護センター長が、第70条第1項に基づき少年の逮捕の通知を受けたとき、又は第73条に基づき少年の身柄を受取ったときは、次の手続を行なう。

(1) 長期3年以下の懲役若しくは多額60,000バーツ以下の罰金又はその併科に当たる罪を除き、保護観察官に命じて、第36条第1号に従い事実を調査する。観護センター長が上記調査の必要性を認めない場合は、調査の中止を命令し、その旨を関係する捜査官に通知する。

(2) 第36条第1号に基づく事実関係調査について報告書を作成するとともに、少年が犯した犯罪の原因について意見をまとめ、捜査官又は検察官のいずれかに対して、意見を付した報告書を送付する。少年が裁判所に訴追されたときは、意見を付した報告書に、少年に対する刑罰又は保護処分に関する意見を付して、裁判所に提出する。

(3) 少年が観護センターで留置されている場合、次のとおり対応する。

(イ) 身体を清潔にし、衣服を着替えさせる。

(ロ) 最初に医師が心身の状態を診察する。適当と認めるときは、精神科医師が精神状態を診察する。

(ハ) 少年の疾病が発見された場合は、事件の手続よりも病院での治療を優先し、観護センター内の病院又は適当と認める医療施設で、治療を受けさせる。このような場合は、関係する捜査官又は検察官に通知する。

第83条① 刑罰又は保護処分を科す判決を言渡す場合、裁判所は、少年が、捜査中又は審理中に観護センター、刑務所その他指定された施設で留置された日数を差し引く。

② 少年に心身の状態の診察を受け、又は病院で治療、看護若しくはリハビリ

リテーションを受けるよう命じた場合、又は第73条第4項に基づき一時釈放中の措置を指定した場合において、裁判所は、刑罰又は保護処分を科す判決から、少年が上記条件下に置かれた日数を差し引く。

第84条① 少年の権利を保護するため、保護処分を科すために裁判所が裁量権を行使する場合を除き、審理において、いかなる形であれ、少年の犯罪歴を開示又は利用して、少年に対して侵害又は不当な差別をしてはならない。違反があった場合、裁判所は、違反行為の停止又は取消しを命じて、損害を確定し又は悪影響を緩和する。裁判所は、適当と認めるときは、被害を救済するために是正策を命じることができる。

② 被疑者又は被告人として、個人又は団体の指導監督下にある少年は、人間性をもって扱われ、かつ人間の尊厳が尊重されつつ、心身を回復させ、社会復帰の機会を促進されなければならない。少年の最善の利益を欠き、かつ心身の回復又は社会復帰を目的としない搾取、不正行為、拷問、処罰、その他残虐、非人道的、又は品位を傷つける扱いがあれば、裁判所は、違反行為の停止又は取消しを命じて、損害を確定し又は悪影響を緩和する。裁判所は、適当と認めるときは、被害を救済するために是正策を命じることができる。

第85条① 少年が、第69条及び第70条に基づき取調べ中に留置されている場合、又は捜査中若しくは審理中に観護センターに留置されている場合において、心身の状態の診察を受け、病院で治療を受ける間は、刑事手続法に基づく留置とみなさない。ただし、裁判所は、刑罰又は保護処分を科す判決から、取調べ中又は観護センターに留置した日数を差し引くものとする。

② 裁判所の判決又は命令により、矯正処遇の留置のために身柄を送られた少年が逃走し、その後逮捕されたときは、判決若しくは命令を出した第一審裁判所、又は矯正処遇のため身柄を送致された少年の所在地を管轄する第一審裁判所は、刑罰を科す代わりに、矯正処遇を受ける期間に適当と認める期間を追加することができる。ただし、その期間は、当該少年が満24歳に達するまでの期間とする。

第7章 刑事手続に代わる特別措置

第86条²⁰① 罰金の併科の有無にかかわらず、長期5年以下の懲役に当たる罪の少年の被疑事件において、少年が、過失又は軽犯罪による罪を犯した場合を除き、前に懲役に処せられたことがない場合において、年齢、前歴、素行、知能、教育歴、心身の状態、性格、職業、地位及び犯行の原因を考慮して、少年が、訴追される前に犯行を認め、かつ観護センター長が、訴追によらなくとも、少年が善良な市民に戻ることができるかと認めた場合は、少年の更生保護計画を作成し、少年に実施させる。少年保護の利益のため必要があるときは、少年の両親、後見人、同居者又は同居する団体の代表者に対し、実施させることもできる。さらに、少年の行動を改善及び変容するため、被害者に対する被害の軽減、代替若しくは補償するため、又は地域社会の安全を再生するため、検察官が審査するにあたって、更生保護計画についての意見を提出する。少年の更生保護計画の策定にあたっては、少年の同意及び被害者がいる事件の場合には被害者の同意を必要とする。

② 前項に基づき、検察官が更生保護計画及び観護センター長の意見を受理したとき、疑義がある場合は、観護センター長又は関係人に質問することができる。検察官が、更生保護計画に同意しない場合は、更生保護計画の修正を命じ、又は事件を続行するよう命じることができる。この場合は、観護センター長は、検察官の命令を捜査官及び関係人に通知する。更生保護計画の実施が、少年の最善の利益及び司法の利益にかなうと認める場合は、検察官は更生保護計画に同意し、裁判所に対して報告するとともに、更生保護計画を直ちに実施しなければならない。更生保護計画は、少年の同意及び被害者がいる事件の場合には被害者の同意を必要とする。

③ 更生保護計画の策定手続に違法がある事実が判明したときは、裁判所は、審理し、適当と認める命令を出す。

④ 前項の命令は、報告を受取った日から30日以内に行なわなければならない。この場合、最高裁判所長官は、最高裁判所総会の承認を得て、裁判所

20 2016年改正法（第5号）による修正。

運営指針に関する規則を告示するものとする。

第87条① 前条に基づく更生保護計画の策定において、観護センター長は、被疑者である少年、被害者、心理士及びソーシャルワーカーと協議を行なうものとする。適当と認める場合は、コミュニティの代表者、担当機関の代表者、犯罪行為により影響を受けた者、又は検察官を交えることもできる。更生保護計画を策定した場合には、少年が犯行を認めた日から30日以内に検察官に提出し、審査を行なうものとする。

② 更生保護計画は、少年の利益又は公共の利益を保護するために定められたものである場合を除き、少年の権利又は自由を制限するものであってはならない。更生保護計画は、少年の人間の尊厳を侵害するものであってはならない。

③ 第1項に基づく更生保護計画に、警告事項を設定し、又は遵守事項を指定して少年に実施させることができる。少年保護の利益のため必要があるときは、少年の両親、後見人、同居者又は同居する団体の代表者に対し、遵守事項を実施させることもできる。また、損害の賠償を指定し、30時間以内の社会貢献活動若しくは公益活動に従事することを指定し、少年の更生保護の利益に資するために1つ又は複数の対策を講じることができる。この場合、更生保護計画を実施する期間は、1年を超えてはならない。

④ 更生保護計画の策定の基準、手順及び遵守事項は、局長が定める規則に従う。

第88条① 更生保護計画を実施する義務ある者は、当該更生保護計画に従い実施しなければならない。違反し又は従わない場合は、観護センター長は検察官に報告し、捜査官に手続を続行するよう通知する。

② 更生保護計画の実施が満了した場合は、観護センター長は、検察官に報告する。同意した場合は、検察官は、当該少年を不起訴にする命令を発する権限を有する。検察官の不起訴命令は最終のものであり、刑事訴訟を提起する権利は消滅する。ただし、利害関係者の民事訴訟を提起する権利を剥奪す

るものではない。観護センター長は、不起訴命令を裁判所に通知する。

第89条 更生保護計画の策定又は実施している間は、捜査官又は検察官は、特に少年に対する尋問又はあらゆる手続を控えるものとする。更生保護計画の策定又は実施期間は、第78条に定める期間に含めない。

第90条 罰金の併科の有無にかかわらず、長期20年以下の懲役に当たる罪の少年の被告事件において、少年が、過失又は軽犯罪による場合を除き、前に懲役に処せられたことがない場合において、少年が犯行を認め、被害者が同意しかつ原告に異議がなく、事件の態様が社会に対して過度の脅威を及ぼすものではないとの事実が判明し、かつ裁判所が、少年が善良な市民に戻ることができ、更生保護計画に基づき被害者が適切な補償を受けることができ、裁判よりも少年の将来及び被害者の利益に資すると認める場合は、裁判所は、少年、少年の両親、後見人、同居者又は同居する団体が実施する遵守事項を付した上で、観護センター長又は適当と認める者に命じて、上記計画の策定のため手続を行なわせるものとする。命令が発せられた日から30日以内に計画書を提出させ、裁判所は審査を行なう。裁判所が更生保護計画を承認する場合は、当該手続を進め、裁判所は事件を一時的に棄却する命令を発する。裁判所が承認しない場合は、審理手続を続行する。

第91条① 前条に基づく更生保護計画の策定会議は、観護センター長又は裁判所が適当と認める者が、第87条に基づき参加者を調整する。検察官は会議に参加することができる。

② 前項に基づく更生保護計画の策定の基準、手順及び遵守事項は、最高裁判所長官令に従う。

第92条 裁判所が承認した更生保護計画を実施する義務ある者が違反し又は従わない場合、又は更生保護計画を修正するやむを得ない理由が生じた場合、観護センター長又は裁判所から更生保護計画の策定を命じられた者は、

裁判所に報告しなければならない。裁判所は審理し、適当と認める命令を出し、又は再び審理を続行するものとする。ただし、更生保護計画の実施が満了した場合は、観護センター長又は裁判所から更生保護計画の策定を命じられた者は、裁判所に報告する。承認する場合は、裁判所は、事件を棄却して事件記録から除外し、盗品に関する命令を発して、刑事訴訟を提起する権利を消滅させる。ただし、利害関係者の民事訴訟を提起する権利を剥奪するものではない。

第93条 更生保護計画の策定が完了せず、少年に対する手続を続行する場合は、第86条及び第91条に基づく更生保護計画の策定会議において入手した事実や証拠を法廷で使用してはならない。

第94条 第86条に基づく更生保護計画の策定会議又は第90条及び第132条に基づく更生保護計画の策定会議の参加者には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、日当、交通費、宿泊費その他の経費を支給する。

第8章 刑事事件に関する裁判所の権限

第95条 犯罪の嫌疑ある少年の刑事事件は、少年の通常居住地を管轄する少年家庭裁判所が当該事件の審理を行なう。ただし、少年の利益を考慮して、少年が罪を犯した土地の裁判所が当該事件の審理を行なうこともできる。

第96条 少年が、少年でない者と共同して罪を犯した場合は、少年の事件を分離して少年家庭裁判所に訴追する。原告が、少年と少年でない者を共に、一般事件を管轄する裁判所に提訴した後に、被告人が少年であることが判明した場合は、一般事件を管轄する裁判所は、適当と認めるときは、前条の規定に従い、少年の事件を少年家庭裁判所に移送する。移送しないことが適当と認めるときは、一般事件を管轄する裁判所は、被告人である少年に対して、この法律に基づく保護処分を科すことができる。この場合、捜査段階の手続

及び上記一般事件を管轄する裁判所の裁判手続は、失効しないものとする。

第97条① この法律の利益のため、未だ満20歳を超えない者が罪を犯した事件が、一般事件の審理を行なう裁判所の管轄下にある場合、当該裁判所は、その者の心身の状態、知力、性格を考慮して、未だ少年と同等の状態にあると認めるときは、その者を少年とみなして、事件を移送して、管轄する少年家庭裁判所で審理するよう命令することができる。

② 少年家庭裁判所の管轄下にある刑事事件において、審理を行なった少年家庭裁判所が、犯罪の実行中又は審理中における、犯罪の嫌疑ある少年の心身の状態、知力、性格を考慮して、満18歳以上の者と同等の状態にあると認めるときは、事件を移送して、一般事件を管轄する裁判所で審理するよう命令することができる。

第98条 刑事手続法第26条に基づき、少年家庭裁判所から別の裁判所に事件を移送する場合、少年家庭裁判所と異なる審理方法を採用他の裁判所に事件を移送することはできない。

第9章 刑事事件の提起

第99条① 被害者は、少年家庭裁判所に対して、少年が罪を犯した嫌疑があるとして刑事事件を提訴することはできない。ただし、当該少年の居住地を管轄する少年観護センター長の許可を得た場合はこの限りではない。

② 前項に基づき、被害者から刑事事件の提訴の申請を受理したとき、観護センター長は、調査を行ない、被害者が提訴することに許可を与える相当の理由があるか否かを検討する。その後、被害者に対して、提訴の可否を通知する。

③ 観護センター長が提訴を許可しない場合、被害者は、裁判所に対して許可命令を求めることができる。このような場合において、裁判所は、観護センター長を召喚して質問し、適当と認める命令を出す。裁判所の命令は最終のものである。

- ④ 少年家庭裁判所が予備審査を行ない、被疑者の提訴を受理する命令を出したときは、観護センター長は、必要に応じて、第82条の手続を行なう。

第100条 少年家庭裁判所は、犯罪の嫌疑ある少年の事件について、原告が提訴を取下げをすることを許可する前に、当該少年の居住地を管轄する観護センター長に通知する。この場合において、観護センター長は、第86条に基づき少年に関する事実を考慮して調査を行ない、少年の福祉と将来のために、当該少年を保護観察に付することが適当と認めるときは、裁判所に対して意見を提出する。裁判所は、適当と認めるときは、少年の保護観察の遵守事項を指定することができる。この場合、第138条及び第139条を準用する。

第101条 少年家庭裁判所の開所地において、検事総長は、犯罪の嫌疑ある少年の事件手続責任者及び少年家庭裁判所に対する訴追者として、1名又は複数の検察官を任命する。

第10章 刑事事件の審理

第102条① 少年家庭事件を管轄する裁判所が、審理中、少年を留置することが適当と認めるときは、裁判所は、観護センター又は裁判所が適当と認める法定施設に少年を留置するよう命じる。

② 少年の留置状を受取った観護センター長又は施設監督者は、裁判所の命令に従い、少年を裁判所に同道する義務を負う。

第103条 事件の審理のため子どもを留置する必要がある間、当該子どもに対して身体拘束具を使用してはならない。ただし、長期10年以上の懲役に当たる犯罪の嫌疑がある場合はこの限りではない。

第104条① 犯罪の嫌疑ある少年の訴追を受理したとき、少年家庭裁判所は、当該少年の居住地を管轄する観護センター長及び少年の両親、後見人並びに同居者に対して、遅滞なく、裁判所の審理の日時を通知しなければならない。

裁判所は、適当と認めるときは、上記の者を呼び、審理を傍聴させることもできる。

② 第80条に基づき検察官の訴追を少年家庭裁判所が受理したときは、観護センター長は、必要に応じて、第82条の手続を行なう。

第105条 少年家庭裁判所が犯罪の嫌疑ある少年の事件の訴追を受理したときは、中央少年家庭裁判所長、地方少年家庭裁判所長又は地方裁判所少年家庭事件部長が事件統括者となる。当該裁判所の裁判官1名を事件統括者とすることもできる。

第106条 裁判所が事件の判断を下すまではいつでも、事件統括者である裁判官は、事件の裁判の利益に資するため、適当と認めるときは、公訴内容及び犯罪の原因に関する事実、特性、態度、話しぶり、並びに第115条の事実を知るため、被告人を召喚して個人的に尋問する権限を有する。この場合、法廷ではない適切な部屋で実施するものとし、参与員を指名して代わりに尋問させることもできる。

第107条 少年が被告人である刑事裁判の審理は、一般事件の法廷とは異なる部屋で実施する。実施が困難な場合は、一般事件を審理する法廷で審理するが、一般事件の審理と混在させてはならない。

第108条 少年家庭事件を管轄する裁判所の審理は、非公開で行われる。次に掲げる事件関係者のみが審理に立会う権利を有する。

- (1) 被告人、被告人の付添弁護士及び被告人を留置する者
- (2) 被告人の両親、後見人又は同居者
- (3) 裁判所職員及び裁判所が適当と認める場合の保安警備員
- (4) 原告及び原告の弁護士
- (5) 証人、特別専門家及び通訳
- (6) 保護観察官又は観護センター職員

(7) その他裁判所が許可を与えることが適当と認める者

第109条 少年家庭事件を管轄する裁判所が、被告人は証人の証言の一部又は全部を聞くべきではないと認めた場合は、裁判所は、被告人に退廷を命じる権限を有する。ただし、被告人に法廷に戻るよう命じたときは、裁判所は、適当と認める限度で、証人が証言した内容を被告人に通知する。

第110条 少年が被告人である刑事裁判の審理において、少年家庭事件を管轄する裁判所が、被告人と具体的に会話することが適当と認めるとき、又は法廷に傍聴人がいないほうがよいと認めるときは、裁判所は、法廷にいるすべての者又はいないほうがよいと認める個人に、退廷を命じる権限を有する。

第111条 少年が被告人である刑事事件の裁判の利益に資するため、少年家庭事件を管轄する裁判所は、被告人に関する事実を尋問するため、少年の両親、後見人、同居者又は教育関係者、雇用主若しくは関係人を証人として召喚することができる。

第112条① 少年が被告人である刑事裁判の審理において、両親又は後見人が監護権を不当に行使し、虐待し、有害な行動を奨励し、又は少年の犯罪行為を放任していることを、裁判所自ら、又は観護センター長の報告により判明したときは、事実の調査を行なう。裁判所は、適当と認めるときは、監護権の一部又は全部を一時的に剥奪することを命じる。ただし、その期間は当該少年が成年するまでの2年を超えないものとする。さらに、当該少年を受け入れて監護することに同意した法定年齢に達した個人、里親家庭若しくは子ども施設の代表者又は当該少年を管轄する観護センター長を一時監護者として選任し、又は少年に対して、子ども保護法に定める保護を受けるよう命じる。

② 前項に基づき裁判所に選任された一時監護者は、自身の能力と地位に応じて、少年の住居の設定、補導援護、福祉保護又は扶養に関して、1つ又は

複数の権能を有する。一時監護者の選任は、監護権の行使及び監護者の選任に関する民商法を準用する。

第113条① 前条に基づく一時監護者の任命期間が満了したときは、裁判所が別の命令をしない限り、監護権又は監護者であることを停止された者には従前と同等の権能が復活する。

② 前条に基づき監護権又は監護者であることを停止された者に、本人、少年の親族、里親又は里親家庭、又は観護センター長の申立てにより、上記の事由が消滅していることが認められるときは、裁判所は、監護権又は監護者であることを停止された者に対して、従前と同等の権限を持たせることができる。

③ 前条に基づき監護権又は監護者であることを停止された両親又は後見人は、これにより、法律に基づき少年を扶養する義務から逃れることはできない。

第114条 少年が被告人である刑事事件の審理において、刑事手続法に基づく厳格な手続を行なう必要はなく、被告人が理解しやすい言葉を使用しなければならない。当該事件の審理中はいつでも、被告人を含め、被告人の両親、後見人、同居者、教育関係者、雇用主又は関係人に対して、事実、感情、意見を宣明する機会を与え、証人を指名し質問する機会を与えなければならない。

第115条 少年が被告人である刑事事件の審理において、少年家庭事件を管轄する裁判所は、被告人の経歴、年齢、性別、素行、知能、教育歴、心身の状態、性格、職業及び地位を含め、被告人を取り巻く環境全体を考慮しなければならない。同様に、被告人の両親、後見人、同居者、教育関係者、雇用主又は関係人に関する上記の点も審理しなければならない。

第116条 第82条第1号に従い、事実関係調査が行なわれない場合、裁判所は、適当と認めるときは、観護センター長に命じて、第36条1号に基づく事実

関係の一部又は全部の調査を行なわせ、第82条第2号に従い、意見を付した報告書を裁判所に提出させることができる。

第117条 第36条第1号又は前条に基づく事実関係調査が行われた場合において、観護センター長の報告書に、第115条に定める事実関係に関してさらに調査すべき事項があると認める場合は、裁判所は、観護センター長に命じて、事実関係の追加調査を行なわせ、意見を付した報告書を提出させることができる。

第118条 少年が被告人である刑事事件の審理において、少年家庭事件を管轄する裁判所は、第115条に基づく事実に関して、提訴された犯罪行為に関する事実ではない項目を含めて、裏付ける証人を必要とせず、報告を聞くことができる。報告を聞いたことが被告人に不利になる場合は、裁判所は、報告の内容を被告人に通知するものとする。この場合、被告人は、異議を申立て、かつ証人に反対尋問する権利を有する。

第119条 犯罪の嫌疑ある少年の事件の審理及び判決において、少年家庭事件を管轄する裁判所は、矯正処遇を受け、教育を受け、かつ、よい市民として復帰するための支援を受けることが、刑罰を与えるよりも、少年の福祉と将来に適うことに考慮しなければならない。事件の判決にあたっては、裁判所は、少年の性格、特性及び心身の状態は個々に異なることを考慮し、少年が共同で犯罪行為を行っていたとしても、少年個人及び事件の態様に適した刑罰を与え、刑罰を変更し、又は保護処分を科す判決を言渡さなければならない。

第120条 少年家庭事件を管轄する裁判所において、被告人が事件を弁護する弁護士を付けることはできない場合は、弁護士と同様の職務を遂行する付添弁護士を要する。被告人に付添弁護士が付いていない場合は、裁判所は、付添弁護士を選任するものとする。

第121条 前条の付添弁護士は、弁護士法に定める弁護士資格を有し、少年家庭事件の審理手続、心理学に関する知識、社会福祉、並びに最高裁判所長官令で定めるその他の関連知識について、研修を修了しなければならない。

第122条① 少年家庭裁判所は、少年家庭事件を管轄する裁判所が選任する付添弁護士になることを希望する者を募集することができる。

② 前項に基づく採用及び名簿からの削除は、最高裁判所長官令で定める基準及び手順に従う。

第123条 裁判所が選任する付添弁護士には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、日当を支給する。

第124条 最高裁判所長官は、少年家庭事件を管轄する裁判所における付添弁護士の行動規則を定める権限を有する。

第125条 裁判所は、被告人又は裁判所が選任した付添弁護士が被告人の補佐人として相応しくないと判断する場合は、解任を命じる。

第126条① 少年が観護センター又はその他の指定場所に留置されている間、裁判所は、適当と認めるときは、少年の一時釈放を命じて、保証なく、保証を付けて、又は担保保証を付けて、少年を、少年の両親、後見人、同居者若しくは同居する団体、又は裁判所が適当と認める個人若しくは団体に引渡すことができる。ただし、裁判所は、上記の個人又は団体に少年の引渡しを命じる前に、観護センター長又は指定場所の管理者を呼び出して、意見を尋ねるものとする。

② 長期10年を超える懲役に当たる罪において、一時釈放の審査にあたっては、裁判所は、捜査官又は検察官の意見を尋ねなければならない。相当の理由がある場合は、裁判所は、照会しないこともできるが、当該理由を記録しておかなければならない。

③ 裁判所から少年の身柄の引渡しを受けた個人又は団体が、以後の少年の管理指導が不可能として、少年の身柄を裁判所へ引渡すことを求め、裁判所が得心した場合は、裁判所は、少年の身柄を観護センター又は適当と認める法定施設に送致して留置する。

第127条 被告人が審理に立会うことが不可能な場合、裁判所は、適当と認めるときは、被告人が不在の法廷で、被告人が嫌疑ある罪を犯したか否かとは関係のない事項について証人に尋問する。この場合、被告人の付添弁護士の前で実施されなければならない。

第128条 被疑者、被告人である少年の裁判所への呼び出しにおいて、少年を第73条又は第126条に基づき、少年の両親、後見人、同居者又は同居する団体、又は指定するその他の個人若しくは団体に引渡していた場合は、裁判所は、当該少年に対して召喚状を発付しなければならない。上記の者が召喚状を受取ったときは、当該少年が受取ったものとみなす。召喚状を受取った者は、召喚状に従い、少年を裁判所に出頭させなければならない。意図的又は適当な理由なく、少年を出頭させなかったときは、裁判所は、その者に対して適当と認める期間内に5,000バーツ以下の罰金を支払うよう命じる権限を有する。この執行は、民事手続強制執行法を準用する。

第129条 被疑者又は被告人である少年を裁判所に出頭前後に留置する際、又は法廷に連行する前に少年を留置する間は、裁判所の許可を得ない限り、当該少年を、成人である被疑者又は被告人と混合して留置することはできない。

第130条① 何人も、犯罪の嫌疑ある少年又は関係人の画像を記録、保存若しくは印刷又は音声を録音若しくは保存してはならない。捜査官若しくは検察官の捜査過程又は裁判所の審理で明らかになった情報を報道して、少年の身元、氏名を他人に推知させてはならない。当該少年の前歴、住居、勤務先

又は教育機関を開示する報道をしてはならない。

② 前項は、裁判所の許可を得て教育目的で行なった場合、又は公益目的でやむを得ず行なった場合には適用しない。

第11章 刑事事件の判決

第131条 第36条第1号に基づく事実関係調査があった場合、少年家庭事件を管轄する裁判所は、第82条第2号、第116条又は第117条に基づく観護センター長からの報告書及び意見を受領したときは、刑罰又は保護処分を科す判決を言渡すことができる。観護センター長が、口頭又は書面で、陳述を追加することを申立てた場合は、裁判所は審理に反映させるものとする。

第132条① 事件の態様に鑑みて未だ判決することが適当でないと認める場合、又は被告人の両親、後見人若しくは同居者が申立てたときは、裁判所は、被害者に質問した上で、少年の一時釈放を命じて、被告人の身柄を、保証なく、保証を付け又は担保保証を付け、上記の者に引渡すことができる。この場合、裁判所は、被告人に対して、適当と認める期間、保護観察官若しくはその他の職員、子ども支援施設若しくは子ども支援者の面接を受ける、更生保護を受ける、カウンセリングを受ける、作業療法に参加する、選択活動に参加する、又は保安処分を科す等の遵守事項を指定する。ただし、その期間は、被告人が満24歳に達するまでとする。裁判所は、被告人の両親、後見人又は同居者に対して、共に活動に参加し、又はカウンセリングを受けるよう命じることでもある。

② 裁判所は、前項の方法を採ることが適当と認めないときは、被告人の身柄を一時管理に同意した観護センター又は裁判所が適当と認める法定施設に送致し、又は当面の間、保護処分を科すことができる。ただし、その期間は、被告人が満24歳に達するまでとする。

③ 第1項に基づく命令の基準、方法及び遵守事項は、問題の状態の評価方法、更生保護計画の策定並びに被告人の両親、後見人若しくは同居者に被告人の身柄を引渡す準備を含め、最高裁判所長官令に従う。

第133条① 前条に基づき指定した期間内に、被告人が遵守事項を遵守した場合は、裁判所は、盗品に関する命令を除き、被告人が犯した罪について判決せず、事件の終了を命令する。刑事訴訟を提起する権利は消滅したものとみなす。

② 被告人が前条に基づく遵守事項に違反した場合は、裁判所は、引き続き裁判を行なう。

第134条 判決又は命令を言渡すための合議体において、職歴の長い裁判官が裁判長となる。裁判長は、まず参与員の意見を尋ねなければならない。

第135条① 判決の朗読は非公開で行ない、第108条の規定を準用する。

② 可能であれば、裁判所は、被告人の両親、後見人、同居者を呼び出して、判決を聞かせることができる。

第136条 少年家庭事件を管轄する裁判所の判決又は命令を報道するにあたっては、口頭又は書面を問わず、裁判所の許可を得た場合を除き、実名を公開し又は被告人である少年の身元を推知できる情報を表示するなどの行為をしてはならない。

第137条① 刑罰又は保護処分を科す判決又は命令を言渡した後に、裁判所自ら、又は観護センター長、第4章に規定する施設の管理者又は監督者からの報告、又は少年の両親、後見人、同居者若しくは第4章に規定する施設からの申立てにより、第115条又は第119条に規定する事実又は素行が当初と変化したことが判明した場合は、判決又は命令を出した少年家庭裁判所、又は服役中若しくは留置中の少年の所在地を管轄する少年家庭裁判所は、相当の理由があると認めるときは、刑罰又は保護処分を科した判決又は命令を修正する権限を有する。修正をする裁判所が、判決又は命令を言渡した裁判所でない場合は、判決又は命令を言渡した裁判所に通知するものとする。修正された刑罰又は保護処分が、当該少年が現に受けている刑罰又は保護処分よ

りも重い場合は、当該少年は、修正された判決又は命令に対して控訴及び上告する権利を有する。

② 一般事件を管轄する裁判所が、被告人である少年に対して、第4章に規定する施設で矯正処遇を受けさせるために留置する判決又は命令を言渡した事件において、留置中の被告人である少年の所在地を管轄する少年家庭裁判所は、前項の基準と手順に従い、保護処分に関する判決又は命令を修正する権限を有する。

第138条① 裁判所が少年を釈放する判決を出す場合において、少年に罪を犯す危険のある行動がある、又は少年が犯罪につながる可能性のある場所若しくは環境にいと認めるとき、かつ当該少年の福祉保護のため必要があると認めるときは、裁判所は、少年並びに少年の両親、後見人、同居者、若しくは養育団体に対して、警告を発することができる。当該少年の行動について遵守事項を指定する場合は、裁判所は、判決において、必要な限度で、次に掲げる1つ又は複数の保護観察の遵守事項を指定する権限を有する。

- (1) 犯罪につながる可能性のある場所又は地域に出入りしないこと。
- (2) 必要があるとき、又は両親、後見人若しくは同居者の許可を得た場合を除き、夜間に居住地から出ないこと。
- (3) 犯罪につながる可能性のある人物と交わらないこと。
- (4) 犯罪につながる虞れのある行為をしないこと。
- (5) 適宜、裁判所、保護観察官又はソーシャルワーカーの面接を受けること。
- (6) 学校へ行くこと、矯正処遇を受けること、カウンセリングを受けること、更生保護を受けること、生計を立てること、又は道德、倫理並びに市民の義務に関する研修を受けること。
- (7) 少年の両親、後見人、同居者若しくは同居する団体、又は少年の養育者若しくは養育団体が、少年の養育研修について、裁判所が指定した行為をし、又はしないこと。
- (8) その他、少年の素行を発展及び促進するために指定する条件。

② 前項に基づく遵守事項の指定において、少年が遵守する期間は、1年

を超えない範囲で裁判所が決定する。ただし、その期間は、少年が満20歳に達するまでとする。

③ 第1項に基づき裁判所が遵守事項を指定した後に、裁判所自ら、又は第139条第1項に規定する者の報告により、当該少年の保護観察の遵守事項の指定に関する事実又は行動に変化があったことが判明した場合、裁判所は、適当と認めるときは、一部又はすべての事項を修正若しくは取消し、又はその他の遵守事項を追加することができる。

第139条① 裁判所が前条に基づき遵守事項を指定した場合、保護観察官、ソーシャルワーカー又は子どもの福祉保護者は、最高裁判所長官令で定める基準及び手順により、調査して裁判所に報告書を提出する責務を負う。

② 少年が指定した遵守事項を遵守しない場合、裁判所は、少年及び少年の両親、後見人、同居者又は養育団体呼び出し、警告を発する権限を有する。少年が危険性ある行動を改めないときは、少年の両親、後見人、同居者若しくは上記の団体が同意し、又は裁判所が適当と認めるときは、裁判所は、1年を超えない期間、更生保護を受けさせるために、少年の身柄を、裁判所が適当と認める施設に送致する権限を有する。ただし、その期間は、少年が満20歳に達するまでとする。

第140条 第143条の規定に基づき、第4章に規定する施設で矯正処遇を受け、裁判所が指定した期間を満了した少年を釈放し、又は第137条に定める裁判所の修正命令により少年を釈放する場合において、裁判所自ら、又は観護センター長、教育施設若しくは訓練施設の監督者の申立てにより、釈放する前に少年の保護観察の遵守事項を指定する相当の理由があると認めるときは、裁判所は、第138条に明記する遵守事項を指定する権限を有する。遵守事項の指定にあたっては、第138条第2項及び第3項並びに前条の規定を準用する。

第141条 司法大臣、司法省事務次官、司法省副事務次官、観護所長、中央少年家庭裁判所長、中央少年家庭裁判所副所長、管区裁判所長、少年家庭裁

判所長、少年家庭裁判所裁判官、又は少年家庭裁判所参与員は、この法律に関連する業務について、観護センター、第4章に規定する施設、その他の法定施設又は刑務所を視察する権限を有する。また、留置、矯正処遇、更生保護又はカウンセリングのために上記施設に送致された少年、又は家事事件若しくは福祉保護事件の当事者に関して、助言を行なう権限を有する。

第12章 刑罰の変更及び保護処分

第142条① 少年家庭事件を管轄する裁判所は、刑罰又は保安処分に換えて、次に掲げる保護処分を科す権限を有する。

(1) 懲役刑又は刑法第39条第1号に規定する保安処分を変更して、第4章に規定する施設又は裁判所が適当と認める法定場所で、裁判所が指定する期間、矯正処遇のために少年を留置する。ただし、その期間は、少年が満24歳に達するまでとする。

(2) 罰金刑を変更して、保護観察に付す。第138条に規定する1つ又は複数の遵守事項を指定し、又は指定しないこともできる。遵守事項の指定にあたっては、第138条第2項及び第3項並びに第139条の規定を準用する。

② 公訴事実及び事件の態様の軽重を審理した結果、裁判所が、少年が満24歳に達した後も引き続き、前項第1号に従い少年を留置することが適当であると認める場合は、裁判所は、指定する期間、刑務所に収容するよう判決に明記する。

第143条① 矯正処遇のため、第4章に規定する施設又は裁判所が適当と認める法定施設に少年を送致する場合において、裁判所は、期間の短期と長期を定めたときは、短期と長期の期間の間で少年を釈放することができる。この場合、裁判所は、第138条に規定する保護観察の遵守事項を指定し、又は指定しないことができる。保護観察の遵守事項の指定にあたっては、第138条第2項及び第3項並びに第139条の規定を準用する。

② 少年が指定した遵守事項を実施しない場合、裁判所は、少年及び少年の両親、後見人、同居者又は養育団体を呼び出し、警告を発する権限を有する。

少年が危険性ある行動を改めないときは、上記の両親、後見人、同居者若しくは団体が同意し、又は裁判所が適当と認めるときは、裁判所は、少年の身柄を、矯正処遇のために、観護センター、矯正センター又は心理治療施設のいずれかに送致する権限を有する。ただし、当該矯正処遇の期間は、指定された残りの期間を超えてはならない。

第144条 少年家庭裁判所が管轄する刑事事件において、少年家庭事件を管轄する裁判所は、次に掲げる場合を除き、刑法に従い、有罪でも刑罰の宣告を猶予し、又は刑罰の宣告をしてもその執行を猶予することができる。

- (1) 少年が、以前に判決の言渡しを受け、懲役刑その他の刑罰を受けたことがある場合
- (2) 少年に科される刑罰が、懲役刑以外の刑罰である場合
- (3) 裁判所が、3年を超える懲役刑を指定する場合

第145条① 懲役刑の併科があるか否かにかかわらず、少年が罰金刑の言渡しを受けた場合において、少年が罰金を支払わない場合、裁判所は、罰金に代えて拘留を命令することはできない。ただし、第4章に規定する施設又は裁判所が適当と認める法定場所で、裁判所が指定する期間、矯正処遇のために少年を留置することができる。この期間は、1年を超えてはならない。

② 罰金刑の言渡しを受けた少年に罰金を支払う資力がない場合は、刑法第30/1条、第30/2条及び第30/3条の規定を準用する。

③ 罰金の支払いにおいて、少年が留置されていた場合は、留置された期間は、刑法に定める割合で、支払うべき罰金額から控除する。

第13章 家事事件の裁判

第146条 家事事件の裁判においては、審理の段階にかかわらず、裁判所は、家庭内の平穏及び共に暮らすことを念頭に置いて、紛争における当事者の合意又は歩み寄りを引き出すよう努めるものとする。この目的のため、裁判所は、裁量権を行使する上で、次に掲げる原則を考慮する。

(1) 夫婦として生活を営むことを希望した男女を中心とする婚姻関係を維持及び保護すること。婚姻関係を維持できない場合には、子の福祉と将来を最大限に考慮し、離婚は公平に、かつ損害は最小に抑える。

(2) 特に、未成年の子に教育を受けさせる責任がある場合において、家族を保護及び援助すること。

(3) 子の権利を保護し、かつ福祉を促進すること。

(4) 夫婦が和解し、相互及び子の関係を改善することを支援するために、種々の方策を考察すること。

第147条① 第23条に基づく合議制において、未成年者に利害のない家事事件であると判断する場合、裁判所は、審理を開始する前に、当事者に対し、合議体に参与員を希望するか否かを尋ねる。両当事者又は一方当事者が合議体に参与員を希望しないときは、2名の裁判官で裁判を行なう合議制とすることができる。

② 参与員がいない合議体の審理の間、未成年者に利害のある事件であることが明らかになった場合、裁判所は、第23条に従い、合議体に参与員を指名する。ただし、すでに実施された裁判所の審理手続に影響を及ぼさない。

③ 医学、心理学、カウンセリング、社会福祉、福祉保護又はその他の専門家の意見を聞く必要があるときは、裁判所は、第31条に従い、当該人物を召喚し、議論に参加し又は意見を求めることができる。

第148条① 争いのある家事事件において、審理を開始する前に、裁判所は、家事事件の当事者が調停により和解に至るために、家事事件調停人を任命する。調停の基準、方法及び結果の報告については、最高裁判所長官令に従う。

② 家事事件において調停により当事者間が和解する利益のために、裁判所は、当事者の両親、後見人、親族、当事者の弁護士ソーシャルワーカー、心理士又は裁判所が適当と認める人物若しくは機関に対して、前項に基づき裁判所に任命された家事事件調停人に助言又は援助をさせることができる。未成年者が関係する事件で、支援若しくは福祉保護が必要な家事事件の場合

は、裁判所は、子ども保護法に基づく職員を召喚し、調停に参加するよう求めることができる。

③ 第1項に基づく家事事件調停人は、裁判所の命令を実施したときは、調停の結果を裁判所に対して報告する。調停が成立した場合、家事事件調停人は、調停合意書を作成し、裁判所に対して報告し、又は当事者に対して裁判所に出廷し若しくは裁判所に対して当事者を召喚するよう求め、法廷で調停合意させることができる。

④ 調停合意が法律又は公序良俗に反しないと認めるとき、裁判所は、調停合意に従い判決を言渡す。特に未成年者若しくは無能力者の監護権若しくは扶養権の行使にあたっては、判決を言渡す前に、当事者が調停合意を試行するための条件若しくは期間を定めることができる。いかなる場合でも、未成年者に利害のある家事事件の場合は、裁判所は、未成年者の最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

⑤ 調停合意が違法若しくは公序良俗に反すると認めるとき、又は未成年者に利害ある事件で未成年者の最善の利益が考慮されていないと認めるとき、裁判所は、調停合意に基づく判決を言渡すことを拒否する。

⑥ 家事事件の調停にあたっては、第146条の規定を準用する。

第149条① 少年家庭裁判所は、家事調停員を登録しなければならない。

② 家事調停員は、次に掲げる資質を要する。

(1) 満40歳以上の者

(2) 司法裁判所司法公務員規則法に定める司法公務員になるための資質（最高裁判所長官令で定める基礎知識を除く）を有する者

(3) 家事事件の調停に相応しい思いやり、人柄及び品行のある者

(4) 少年家庭裁判所の目的、少年家庭事件の裁判及び家事事件の調停方法について、研修を受け、試験に合格した者

③ 名簿への登録及び削除は、最高裁判所長官令で定める基準及び手順に従う。

第150条① 家事調停員は、最高裁判所長官の指示に従い、誠実かつ公正に

職務を遂行するとともに、職務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

② 家事調停員には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、日当を支給する。

第151条① 当事者間で調停の合意に至らず、又は事件の性質上調停の合意に至らないとき、裁判所は、調停の終了を命じて、審理手続を続行する。

② 調停段階の記録又は供述は、審理に持ち込むことはできない。

第152条 調停中又は審理中、未成年者である子の福祉及び将来のために必要と認めるときは、裁判所は、当事者の合意を引き出す目的又は紛争の調停の利益のため、観護センター長、ソーシャルワーカー又は心理士を指名して、家族の生活状況を調査させることができる。適当と認め、かつ当事者の同意がある場合は、裁判所は、医師又は精神科医に対して、両当事者又は一方当事者の心身の状態を診察するよう命令することができる。

第153条① 家事事件の調停の利益のため、裁判所が適当と認めるとき、又は当事者が申立てたとき、裁判所は、両当事者又は一方当事者の立会いのみで、非公開で手続を進行することを命令することができる。弁護士の立会いはいずれでもよい。

② マスコミ、メディアその他の媒体において、事件における当事者の発言、事実関係若しくは状況、又は家事事件を管轄する裁判所若しくは家事調停の判決若しくは命令を報道するにあたっては、口頭又は書面を問わず、裁判所の許可を得た場合を除き、画像、音声若しくは実名を公開してはならず、又は当事者の身元を推知し若しくは関係者並びに事件において言及された者の名誉を毀損する情報を表示するなどの行為をしてはならない。

第154条① 扶養費又は養育費の支払いにおける裁判所の判決又は命令の執行にあたっては、民事手続法第286条第1号から第3号までに基づく判決債務者の金銭を請求する権利は、裁判所が適当と認める金額の執行責任の範囲

内とする。この場合において、裁判所は、判決債務者の家族の状況、判決債務者が扶養する親族の数を考慮するものとする。

② 前項の執行において、裁判所は、執行者として、執行官、裁判所職員その他の職員、又は裁判所が適当と認める人物を任命して、執行手数料を免除することができる。

第155条 扶養費又は養育費を請求する家事事件において、各審理手続と同様、訴え又は請求を提起する場合は、訴訟費用及び手数料の支払いを免除する。

第156条 家事事件の当事者に対して、当事者の請求その他の文書を送付する場合は、裁判所職員による書留郵便又は裁判所が指定する方法により行なう。

第157条① 未成年者に利害ある家事事件の提訴又は扶養費の請求訴訟において、原告又は申立人は、書面又は裁判所に出頭して口頭により、提訴又は申立てをすることができる。裁判所は、必要に応じて質問する権限を有する。申立て簿に記録した後、原告又は申立人に読み聞かせ署名させる。

② 前項の原告又は申立人は、個人又は団体に事件の手続を委任することができる。個人又は団体は、裁判所に対して、未成年者の代理人として、事件の手続を行なう許可を求めることができる。

第158条 当事者に弁護士がいない場合、裁判所に選任を求めることができる。裁判所に選任された弁護士には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、日当を支給する。

第159条① 家事事件において、裁判所は、共有財産、補償金、住居、夫婦の扶養、及び子の扶養保護その他の方法の問題に関して、当事者又は子の権利又は利益を保護するため、事件の状況の必要性かつ相当性に応じて、一時的保護の方法又は措置を定める権限を有する。

② 18歳未満の未成年者を支援する必要がある場合、当事者又は未成年者

の監護者の申請の有無にかかわらず、裁判所は、子ども保護法に基づく支援を受けるべき子どもとみなして、調停又は審理の間、必要に応じて、子ども保護法に基づく子ども保護基金から、当該未成年者に対して支援金を支給するよう命令する権限を有する。

③ 第1項の事案において、民事手続法における判決前の仮処分に関する規定を準用する。

第160条① 事件の審理中、司法の利益のために、当事者の申立てにより又は裁判所が適当と認めるときは、裁判所は、事件の重要な争点である事実関係を立証する目的で、当事者又は関係人に命じて、科学鑑定のため、裁判所が適当と認める医師又は専門家から、身体検査、血液、分泌物若しくは遺伝子の採取、又はその他の措置を受けさせる権限を有する。ただし、必要かつ相当な限度で実施しなければならない。可能な限り、苦痛のない方法によるものとし、当該個人の心身を害してはならない。同意するか否かは、当該当事者又は関係者の権利とする。

② 満15歳未満の未成年者の場合においては、科学鑑定のため、医師又は専門家が血液、分泌物、遺伝子を採取する前に、当該未成年者の法定代理人の同意を必要とする。

③ 前2項に従い、科学鑑定のために医師又は専門家の検査を受けることを、一方当事者が正当な理由なく同意せず、又は関係人若しくは未成年者の法定代理人が同意することを妨害する場合は、鑑定を必要とする事実は当該当事者にとって不利な結果と推定される。

④ 本条に基づき裁判所の命令を受けた医師又は専門家には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、経費を支給する。

第161条 裁判所が、判決債務者の財産の押収又は差押えと無関係の命令又は執行命令を出したとき、又は第159条に基づく一時保護命令を出したとき、裁判所自ら若しくは一方当事者、代理人若しくは利害関係人の裁判所に対する申立てにより、当事者又は被執行者が命令若しくは執行命令を遵守してい

ないことが明らかになったときは、裁判所は、召喚状若しくは逮捕状を発行し、裁判所の命令若しくは執行命令を遵守するよう警告を発する。なお相当の理由なく、命令若しくは執行命令に従わないとき、又は従う意図を見られない状況にあるときは、裁判所は、命令又は執行命令を遵守するまで拘留する権限を有する。ただし、拘留の期間は、一時釈放される場合を除き、逮捕又は拘留した日から1回に付き15日を超えてはならない。

第162条① 扶養費又は生活費を支払うよう判決又は命令を出す場合、裁判所は、適当と認めるときは、判決債務者に対して、条件に従い又裁判所が指定する期間、裁判所に金銭を供託するよう命じることができる。判決債務者に定期的な収入がある場合、裁判所は、扶養費又は生活費の支払い額を上限として金銭の差押えを命じて、当該金銭の支払義務者に対して、判決債務者に代わり裁判所に金銭を供託させることができる。

② 裁判所自ら、又は扶養費又は生活費を受取る権利のある者の裁判所に対する申立てにより、判決債務者が前項を遵守していないことが明らかになったときは、裁判所は、呼び出して質問する。事実の場合は、裁判所は、命令を遵守するよう警告する。

③ 相当の理由なく、判決債務者が前項の警告に従わないときは、裁判所は、逮捕状を発行し、判決債務者が扶養費又は生活費を支払い又は裁判所に供託するまで拘留する権限を有する。ただし、拘留の期間は、一時釈放される場合を除き、逮捕又は拘留した日から1回に付き15日を超えてはならない。

第163条① 裁判所に対して、個人を無能力者とする命令を求める申立てがあった場合、適当と認めるときは、裁判所は、医師又は精神科医に命じて、無能力者とされる個人の心身の診察を行なわせ、又は事件の審理のため、ソーシャルワーカー、心理士又はその他の職員に命じて、家族の状況、生活の状況又は無能力者と後見申立者の関係について報告書を作成し、裁判所に提出させることができる。

② 後見人の選任を命じた場合、無能力者の福祉及び財産保護のため適当と

認めるときは、裁判所は、ソーシャルワーカー、心理士又はその他の職員に命じて、無能力者自身、無能力者の財産、又は無能力者の扶養費並びに医療費に関する後見人の権限行使を監督させることができる。任命された職員は、適当と認める期間又は裁判所の命令に従い、裁判所に報告する。

③ 前2項に基づき裁判所の命令を受けた医師、精神科医、ソーシャルワーカー、心理士又はその他の職員には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、経費を支給する。

第164条① 裁判所に対して、監護権者に関する判決又は命令を求める申立て、又は未成年後見人の選任の申立てがあった場合、適当と認めるとき又は両当事者が申立てたときは、裁判所は、一時的に命令を出し又は条件を指定して、監護権を行使し又は後見人になろうとする者に対して、6か月を超えない期間、一時的に未成年者の試験養育をさせることができる。さらに、裁判所は、未成年者の居住地を管轄する観護センター長、ソーシャルワーカー、心理士又はその他の職員を未成年の試験養育監督者とし、裁判所が適当と認める期間、裁判所に報告させる。

② 前項に基づく観護センター長、ソーシャルワーカー、心理士又はその他の職員の報告を審理する際、適当と認めるときは、裁判所は、上記の者を呼び出して、事実関係を補足させることができる。監護権を行使し又は後見人になろうとする者が相応しいと判断する場合は、裁判所は、監護権者又は後見人とする判決又は命令を出す。

第14章 未成年者に利害のある家事事件の裁判

第165条 未成年者に利害のある家事事件については、前章の対象となる事件の裁判を除き、本章の規定を適用する。

第166条 未成年者に利害のある家事事件の手続において、未成年者の居住地を管轄する観護センター長は、民商法その他の法律に基づく検察官の権限と義務と同等の権限と義務を有する。

第167条① 未成年者に利害のある家事事件について提訴又は申立てを受けたとき、少年家庭裁判所は、未成年者の居住地を管轄する観護センター長に通知する。

② 前項に基づき裁判所からの通知を受取ったとき、観護センター長は、遅滞なく、家庭の状態、福祉、未成年者の希望及び最善の利益、並びにその他の事実関係について調査し、裁判所に対して意見付きの報告書を提出する。観護センター長の意見を受取った裁判所は、当事者に対してその意見を通知する。当事者は、異議を申立て、反論する権利を有する。

第168条 未成年者に利害のある家事事件の手續において判決又は命令を出す前に、裁判所は未成年者の居住地を管轄する観護センター長の意見を聞かなければならない。観護センター長の意見を聞いた裁判所は、当事者に対してその意見を通知する。当事者は、異議を申立て、反論する権利を有する。

第169条① 裁判所は、未成年者の居住地を管轄する観護センター長を後見監督者として任命する権限を有する。後見監督者は、未成年者の両親又は後見人が未成年者の福祉と将来のために監護権を行使しているか否かを監視するほか、裁判所が指定する権能を有する。後見監督者は、適宜又は裁判所が命令した期間内に、事実関係を収集し、裁判所に対して遂行した職務について報告を行なうものとする。

② 前項の規定は、無能力未成年の保育者又は準無能力未成年の療育者に準用する。

③ 前2項に基づく後見監督の期間、後見監督下にある者が、後見監督者が未成年者の福祉又は将来を考慮せず、又は裁判所の指示に従わず措置又は決定していると考える場合、後見監督下にある者は当該措置又は決定を知った日から15日以内に、裁判所に対して、後見監督者の任命を申立てることができる。この場合において、裁判所は、後見監督者の措置を修正し、決定を取消し、差戻し若しくは修正し、又は適当と認める命令を出す権限を有する。

第170条 未成年後見人を任命する場合において、未成年者に親がなく、親が親権を剥奪され、未成年後見人が終了した状態にあり、又は未成年後見人を解任する理由がある場合で、かつ未成年者の後見人又は未成年者の財産の管理人として適任者がいないと判断する場合は、裁判所は、未成年者の後見人又は未成年者の財産の管理人として、未成年者の居住地を管轄する観護センター長、子ども保護法に基づく里親家庭、又はその他の個人を任命するものとする。

第15章 福祉保護事件の審理

第171条 最高裁判所長官は、福祉保護事件の手続に関する令規を制定する権限を有する。少年の幸福と利益を最大限に考慮して、福祉保護事件の審理手続を経済的、簡便、迅速かつ公平に行なわなければならない。

第172条① 家庭内暴力の被害者は、その居住地若しくは住所地にある少年家庭裁判所又は当該原因の発生地にある裁判所に対して、家庭内暴力被害者保護法に基づき救済の措置又は方法を定めた命令を発するよう申立てを行なう権利を有する。

② 家庭内暴力の被害者が前項に基づく申立てを行なう状態又は状況にない場合、親族、捜査官、検察官、担当官、国民の法的支援団体又は少年、女性、高齢者、障害者、障害者、家族その他個人の福祉保護団体は、被害者の利益のため、被害者に代わり申立てを行なうことができる。

第173条 前条に基づき申立てを受取ったとき、裁判所は、遅滞なく審判を行なう。審判は、刑事手続法に従い厳格に行なう必要はなく、申立人が暴力加害者と相対すべきでないと認める場合は、裁判所は、被告人に退廷を命じ、又は対面を避けるための方法を採用することができる。審判にあたっては、第108条及び第111条の規定を準用する。

第174条① 被告人に、家族の身体、精神、健康に危害を及ぼす虞れのある

素行が見られる場合、裁判所は、被告人に対して、適当と認める期間、福祉保護命令を発して、酒類若しくは酩酊物の摂取、申立人の居住地若しくは勤務地への接近、財産の所持若しくは使用、又は家族内暴力につながる虞れのある行動をすることを禁止する権限を有する。ただし、この期間は6か月を超えることはできない。裁判所は、被告人に対して、カウンセリング施設、医療施設又は裁判所が指定する機関でカウンセリングを受けるよう指定することができる。

② 前項の命令を発した場合、裁判所は、ソーシャルワーカー、心理士、担当職員又はその他の職員に命じて、適当と認める期間、被告人が命令を遵守するよう監督し、裁判所に報告させる。裁判所は、命令の進捗状況又は遵守状況を尋問するため、当事者又は関係人に出廷するよう命じることができる。

③ 第1項に基づく福祉保護命令は最終のものである。ただし、行動が変容した場合、裁判所は、元の命令を変更する権限を有する。

第175条① 申立人に家庭内暴力の一因があり、改善支援が必要と認める場合は、裁判所は、申立人に対して、カウンセリング施設、医療施設、又は少年、女性、高齢者、障害者若しくは家族の福祉保護を担う機関若しくは団体において、裁判所が指定する期間、カウンセリング、訓練、治療、リハビリテーションを受けるよう命令することができる。

② 前項又は前条第1項に基づき裁判所が命じた場合において、カウンセリング施設、医療施設、又は少年、女性、高齢者、障害者若しくは家族の福祉保護を担う機関若しくは団体には、財務省の承認に基づき、司法裁判所運営委員会が定める規定により、経費を支給する。

第176条① 裁判所は、福祉保護命令を発したことに付き、被告人の居住地又は住所を管轄する行政職員又は警察官に通知しなければならない。

② 被告人が故意に福祉保護命令に違反し、又は正当な理由なく従わない場合は、裁判所は、命令を遵守するまで被告人を拘留するための逮捕状を発する権限を有する。ただし、拘留の期間は1か月を超えてはならない。被告人

を一時釈放する場合、裁判所は、一時釈放中に被告人が遵守すべき遵守事項を指定することができる。

第177条① 被告人又は申立人が、遵守事項又は福祉保護命令を満了した場合、福祉保護命令は終了する。

② 前項の遵守事項又は命令の期間が満了する前に、被告人又は申立人は、裁判所に対して福祉保護命令の中止を求める権利を有する。

第178条 福祉保護命令の期間、裁判所は、責任ある当事者に対して、相手方に適当と認める養育費の支払いを指定することができる。婚姻登録がない場合、裁判所は、被害者や家族の状態に応じて適当と認める補償金を指定する権限を有する。

第179条 子どもに対する子ども保護法違反行為があった場合、子ども又は子どもの監護者は、裁判所に対して、第155条、第156条、及び第175条を除く第172条から第178条までの規定を準用して、本章に基づく福祉保護命令を申立てることができる。

第16章²¹ 控訴及び上告

第180条 少年家庭裁判所の判決又は命令に対する控訴は、民事手続法又は刑事手続法の規定を準用して、特別専門事件控訴裁判所に対して行なう。ただし、少年家庭裁判所が、次に掲げる1つ又は複数の保護処分²²の判決又は命令をした場合は、控訴することができない。

(1) 刑法第74条第1項第1号及び第5号に基づく保護処分を科すとき。

(2) 第142条に基づく保護処分を科すとき。ただし、当該保護処分が、3年を超える期間の矯正処遇を行なう留置のため、少年の身柄を送致する判決又は命令であった場合を除く。

21 2015年改正法（第3号）により、第17章を第16章に統合。

(3) 第143条に基づく保護処分を科すとき。ただし、3年を超える期間の矯正処遇を科す場合を除く。

第181条 前条に基づき控訴が禁止される事件について、中央少年家庭裁判所長、地方少年家庭裁判所長又は地方少年家庭裁判所少年家庭事件部部長が、特別専門事件控訴裁判所の判断を仰ぐべき重要な案件であり控訴を許すべきと認めるときは、当該控訴を受理し、審理するものとする。

第182条 特別専門事件控訴裁判所における少年家庭事件の審理及び決定並びに特別専門事件控訴裁判所の判決又は命令後については、この法律を適用するとともに、民事手続法又は刑事手続法の規定を準用する。

第182/1条① 特別専門事件控訴裁判所の判決又は命令に対する上告は、民事手続法又は刑事手続法の規定を準用する。ただし、第180条に基づき保護処分を科す判決又は命令である場合は、上告することができない。

② 最高裁判所における少年家庭事件の審理及び決定は、この法律を適用するとともに、民事手続法又は刑事手続法の規定を準用する。

第18章 罰則

第185条 この法律に基づき職務を遂行する職位を有する職員で、職務の遂行の過程で他人の秘密を知った者が、人に害を及ぼす虞れのある方法により、職務に反して他人に当該秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第186条① 捜査中の留置、事件の審理、裁判所の判決又は命令に基づく矯正処遇において、職員の拘置下にある少年が逃走することを援助した者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の行為を職員が行ったときは2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第187条 第48条第1項第1号若しくは第2号又は第51条第1項第1号若しくは第2号に定める場所の所有者又は管理者が、観護センター長、保護観察官、保護司又はソーシャルワーカーがその場所に立入ることに抵抗又は拒否したときは、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第188条 第48条第1項第1号若しくは第2号又は第51条第1項第1号若しくは第2号に定める場所の所有者若しくは管理者又はその場所にいた者が、正当な理由なく、観護センター長、保護観察官、保護司又はソーシャルワーカーの質問を拒否し、又は虚偽の陳述をしたときは、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第189条 第48条第1項第3号に定める教育施設の教師、講師又は校長が、正当な理由なく、観護センター長、保護観察官又は保護司の質問を拒否し、又は虚偽の陳述をしたときは、5,000バーツ以下の罰金に処する。

第190条 教育施設の教師、講師又は校長が、第48条第1項第3号に定める報告書の作成を拒否し、又は虚偽の報告書を作成したときは、10,000バーツ以下の罰金に処する。

第191条 正当な理由なく、観護センター長、保護観察官、保護司又はソーシャルワーカーの第48条第1項第4号又は第51条第1項第3号の職権に基づく命令に従わない者は、10,000バーツ以下の罰金に処する。

第192条 第130条、第136条又は第153条の規定に違反した者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

付則（略）